

MINATO CITY MASTER PLAN



III

はぐくむまち

(福祉・保健・教育)

基本政策

5

明日の港区を支える子どもたちを育む

基本政策

6

生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する



政策のめざす方向性

全ての子どもが安全で安心して過ごせる居場所を確保し、就学期から青少年期までの子どもの成長、発達、個性に応じた多様できめ細かな支援を行います。児童虐待対策やいじめ防止対策を推進し、全ての子どもの権利擁護を重視した環境づくりを進めます。多様な生活スタイルに対応した家庭環境づくりの支援や、ひとり親家庭の支援を充実させるとともに、社会全体で子育てを支える体制の整備、子どもの未来を応援する施策を推進し、健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備します。

成果指標

成果指標名	現状値	中間目標値		計画目標値
	令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策 15 「健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する」について満足している区民の割合	32.2%※	34.8%	37.6%	38.6%

※現状値：令和元年度区民意識調査における該当政策の満足度について、「満足」(7.1%)、「まあ満足」(25.1%)、「どちらともいえない」(48.8%)、「あまり満足ではない」(10.5%)、「満足ではない」(2.6%)、「不明」(5.9%)のうち、「満足」と「まあ満足」の合計値

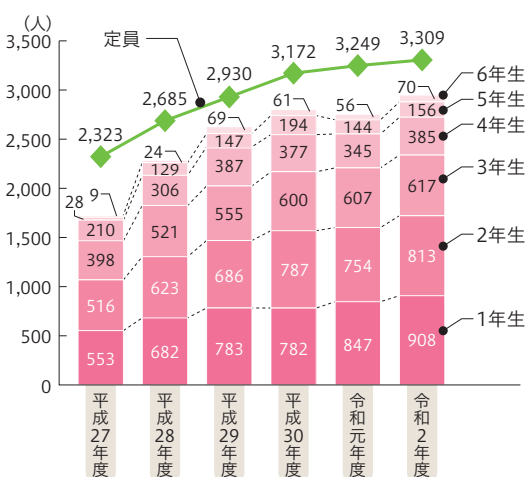
SDGsのゴールとの関係



港区の現状

人口増加などにより、学童クラブの需要は増加
区内の小学生人口の増加や学童クラブ需要の高まりによって、学童クラブ児童数は増加しています。
下記のグラフは年度ごとの学童クラブ児童数の推移を示しています。

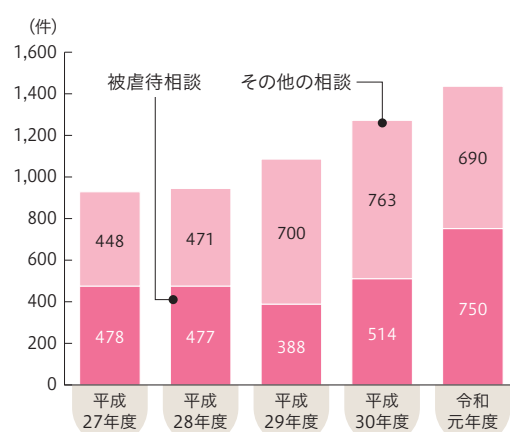
▶ 学童クラブ児童数



地域拠点としての子ども家庭支援センター機能の充実

子ども家庭支援センターでは、児童に関する様々な相談を受け付けています。下記のグラフは、年度ごとに受け付けた相談件数の推移を示しています。

▶ 子ども家庭支援センター新規相談受理件数



政策体系

政策 15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する

施策 1

子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進

主な取組

- ① 放課後における児童の健全育成の推進
- ② 子ども中高生プラザ・児童館等における児童健全育成機能の充実
- ③ 青少年の健全育成のための支援
- ④ 地域安全体制の確立

計画事業

重点課題 5

施策 2

子どもの権利擁護を重視した環境づくり

主な取組

- ① 「子どもの権利条約」の啓発
- ② 児童虐待対策等の推進
- ③ いじめセーフティネットコミュニティ事業の推進
- ④ 子どもが相談しやすい体制の充実
- ⑤ 子どもの意見を反映させた生活環境等の改善
- ⑥ 里親登録の拡大と支援の充実による家庭養育の推進
- ⑦ 施設退所後等の自立を支援

施策 3

支援が必要な子どもと家庭を確実に支える

主な取組

- ① ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進
- ② 相談事業の充実
- ③ 子育て情報提供の充実
- ④ ドメスティック・バイオレンス(DV)への対応
- ⑤ 離婚前後の親への支援

施策 4

子ども・子育て支援に関するネットワークづくりの推進

主な取組

- ① 子育て家庭のネットワークづくりの推進
- ② 子ども自身のネットワークづくりと地域の世代間交流の促進
- ③ 保育園、幼稚園、子ども中高生プラザ、児童館、小学校での交流・連携
- ④ 行政と家庭、地域、NPO、大学、企業等との連携
- ⑤ 実習生の受入れとボランティアの活用

施策 5

子どもの未来を応援する施策の推進

主な取組

- ① 教育・学習の支援
- ② 生活環境の安定の支援
- ③ 経済的安定の支援
- ④ 地域で子どもの未来を応援する体制の整備

ドメスティック・バイオレンス

(元)配偶者や(元)恋人など親密な関係にある人からの暴力のこと。身体的暴力だけでなく、心理的、経済的な暴力を含みます。被害者・加害者ともに性別関係なく発生しています。

施策

1

子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進

目標・期待する成果

放課後に子どもが安全に安心して過ごすことのできる場を確保するため、子どもの居場所づくりを推進します。児童の心身ともに健やかな育ちを支援するため、学童クラブの質の向上をめざしています。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
放課後児童支援員資格取得率	59%	100%	100%

現状と課題

全ての子どもが安全で安心に過ごせる居場所の確保ときめ細かな支援

- 各地区に子ども中高生プラザを設置するとともに、児童館の適正配置や児童館機能の整備を進めてきましたが、今後も人口の増加が見込まれることから、引き続き安全で安心できる子どもの居場所の確保が求められています。
- 子どもが心身ともに健やかに育つことができるよう、事業の充実や質の向上が求められています。
- 学童クラブの充実や中高生の居場所の確保、障害児や青少年への支援など、就学期から青少年期までの子どもの成長、発達、個性に応じた多様できめ細かな支援が必要です。

▶遊びの様子



主な取組

① 放課後における児童の健全育成の推進

計画事業

重点課題 5

P.351

増加する学童クラブ需要に応えるため、学童クラブの弾力的な運営や施設の改善を行うほか、新規開設による定員拡大等に取り組みます。また、安全・安心な放課後の居場所の確保とともに、児童の心身ともに健やかな育ちを支援するため、学童クラブ事業の質の向上を図ります。

② 子ども中高生プラザ・児童館等における児童健全育成機能の充実

地域における子ども・子育て支援の拠点である子ども中高生プラザや児童館等において、質の高いプログラムの実施などにより児童の健全育成を支援します。また、中高生の活躍の場の確保など機能強化を図ります。

③ 青少年の健全育成のための支援

青少年が犯罪に巻き込まれない環境の確保を推進し、青少年の自主的・創造的な活動及び地域におけるリーダー育成を支援します。青少年の問題について実態把握に取り組み、他機関との連携を強化し、適切に対応します。

④ 地域安全体制の確立

子どもや子育て家庭が、安全で安心して生活できるよう、「子ども110番事業」や通学路点検を実施するとともに、地域が一体となったネットワーク体制を整備します。子どもの安全管理や危機管理体制を整備するため、学童クラブへの入退館の情報をメール配信するシステムの運用のほか、安全情報や危機管理情報を発信し、非常時における子どもの安全確保体制の整備や災害対応能力の向上を図ります。

関連計画

- 港区地域保健福祉計画、港区子ども・子育て支援事業計画、港区青少年健全育成活動方針

子どもの権利擁護を重視した環境づくり

目標・期待する成果

全ての子どもの権利を擁護するための支援体制が充実し、一人ひとりの健やかな成長、発達及び自立が保障された環境の整備の実現をめざします。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
子どもの権利の認知度	60%	81%	100%

現状と課題

全ての子どもの健やかな成長、発達や自立等を保障する「子どもの権利」

- 子どもは一人の人間として尊重される権利の主体であり、「子どもの権利条約」は、子どもが自立していく上での重要な権利を規定しています。
- 子どもが育ち、成長する環境を見直し、子どもの権利を擁護できる仕組みを整備していくことが求められています。
- 児童虐待に関する相談・通告受理件数が増加しており、子ども家庭支援センターと令和3(2021)年4月に設置する児童相談所を中心に、関係機関や地域社会が連携して、全ての子どもが健全に成長できるような支援体制を充実させる必要があります。

▶みなと子ども相談ねっと



主な取組

①「子どもの権利条約」の啓発

「子どもの権利条約」で定めている、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」について、啓発活動を実施します。また、様々な機会をとおして、子ども自身が自らの権利を自覚できるよう促します。

② 児童虐待対策等の推進

港区児童相談所を開設し、児童虐待対策の専門相談体制を強化します。港区要保護児童対策地域協議会の関係機関の連携を強化し、支援対象児童等の早期発見や対応力を高め、児童虐待対策を推進します。また、子ども家庭支援センターを中心に要支援家庭等への支援を充実させ、児童虐待の未然防止を図ります。

③ いじめセーフティネットコミュニティ事業の推進

「港区いじめ防止基本方針」に基づき、港区いじめ問題対策連絡協議会等において、学校、保護者、地域、関係機関の協力体制のもと、いじめ防止対策の検討を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けての取組を推進します。

④ 子どもが相談しやすい体制の充実

子ども中高生プラザ、児童館、教育センター、子ども家庭支援センター等において、子ども自らが相談できる相談先や方法の周知、臨床心理士等の派遣などを行います。また、子ども自身が、スマートフォンや携帯電話、パソコンから、いじめや虐待、友人関係、学業等についての悩みや心配ごとなどを24時間相談できる「みなと子ども相談ねっと」を活用し、子どもが安心して相談できる体制を充実します。

⑤ 子どもの意見を反映させた生活環境等の改善

相談支援においては、子ども自身の意見を十分に聴き取り、子どもの抱える問題を解決し、生活環境の改善に向けた対応を行います。

児童相談所では、一時保護所において子ども会議の開催や意見箱の設置等により、子どもが意見を表明しやすい環境を整えるとともに、一時保護や施設措置、里親委託中の子どもの元にアドボケイト(代弁者)を派遣し、子どもの意見を丁寧に聴き取ります。

⑥ 里親登録の拡大と支援の充実による家庭養育の推進

里親制度の効果的な周知や広報活動を実施し、里親登録の拡大に努めます。また、里親が安定した養育ができるよう相談支援体制を整備し、社会的養護が必要な子どもたちへの里親委託を推進します。

⑦ 施設退所後等の自立を支援

児童養護施設や里親などのもとで生活する児童の自立について、地域の中で孤立することなく安心して生活することができるよう、関係機関が連携し、安心して相談できる機関と場所を設けるなど支援体制を整えます。

関連計画

- 港区地域保健福祉計画、港区子ども・子育て支援事業計画

要保護児童対策地域協議会

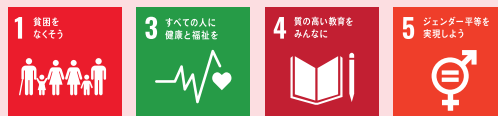
地方公共団体が、児童福祉法第25条の2に基づき、支援対象児童等への適切な支援を図るために設置する協議会。同協議会では、要保護児童の適切な保護または要支援児童若しくは出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦(特定妊婦)への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を実施します。

支援が必要な子どもと家庭を確実に支える

目標・期待する成果

増加する児童虐待や非行、ひとり親家庭やDVなどの子どもと家庭の問題に対し、子ども家庭支援センターが関係機関と連携して総合的な支援を行うことで、自立した健全な子育てができる家庭環境づくりをめざします。離婚によって子どもが受ける心理的・経済的負担を最小限にとどめ、子どもの健やかな成長を促すために、養育費の継続的な受け取りと適切な面会交流の実施を図ります。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
支援を求める子どもや家庭からの新規相談受理件数	2,290件	2,509件	2,740件

現状と課題

多様な生活スタイルに対応した家庭環境づくりの支援

- 生活スタイルの多様化、ICT化による情報量の増加などを背景に、子育て家庭の養育環境は大きく変化しています。
- ひとり親家庭の増加、コミュニティの希薄化、新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出自粛や在宅勤務の増加などによる孤独感や閉塞感から、子育てに関する不安やストレスを抱えている保護者が増加しています。
- 家庭や地域の子育て環境における課題の複雑化が懸念される中、あらゆる機会を捉えて子育て支援ニーズを把握し、地域・行政・民間団体・NPOなどが連携した、きめ細かな子育て支援が求められています。
- ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者に対する相談、保護、自立支援の充実に加え、子どもが心身ともに健全に成長できる家庭環境づくりのため、若い世代へのDV防止の啓発強化が必要です。

▶ オンライン予約システム



主な取組

① ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進

ひとり親家庭が抱える問題の解決を支援し、安心して子育てができるよう、母子・父子自立支援員が子ども・子育て支援サービスの利用について必要な配慮を行うほか、関係機関とも連携し、個々の状況に合った就労支援や資金貸付等、精神的負担や経済的負担の軽減に向けた支援を推進します。

② 相談事業の充実

利用者支援事業の実施により、妊産婦や子育て家庭に、ICTを活用して母子保健や保育等の子ども・子育て支援サービスの情報提供とコーディネートを行います。子育てひろばや子ども中高生プラザ・児童館等、乳幼児親子が気軽に集える場所で、子育てに関する悩みを気軽に相談できるようにします。また、保育園でも、地域の子育て家庭を対象に、相談事業の充実を図ります。

③ 子育て情報提供の充実

子育てをする家庭の子育て不安の解消を図るとともに、各家庭の多様なニーズに対応するため、ICTを活用した施設の空き情報の提供や、予約システムの導入など、利用しやすい仕組みづくりを進めます。また、区ホームページで最新の子育て情報を簡易に取得できるよう、情報を整理するとともに、子育てハンドブック「みんなとKIDS」を電子ブック化し情報発信を充実します。さらに、「メールマガジンきらっと☆」や「港区出産・子育て応援メール」の配信により、タイムリーな子育て情報を発信していきます。

④ ドメスティック・バイオレンス(DV)への対応

令和3(2021)年4月から、配偶者暴力相談支援センター機能をもつ子ども家庭支援センターで、専門の相談員が配偶者等からの暴力の問題に関する相談に応じます。暴力被害から逃れてきた母子・父子等を港区立母子生活支援施設等の緊急一時保護施設で保護します。関係機関と連携して、親子それぞれの生活の自立と心のケアを支援します。また、DV加害者が自身のDV行為に気づき、更生を促すプログラムの利用促進や、民間支援団体との連携を強化し、配偶者等からの暴力防止の環境を整備します。

⑤ 離婚前後の親への支援

離婚を考えている親又は既に離婚した親に対し、子どもの福祉及び利益の確保の視点に立って考えることができるよう、弁護士による養育費及び面会交流の取決めにに関する法律相談を実施します。また、離婚による心理的・経済的負担を最小限にとどめ、安定した生活の確保と子どもの健やかな成長を促すために、法務大臣の認証を受けた事業者が行う養育費及び面会交流等に関する取決めをするための裁判外紛争解決手続(ADR)や、民間保証会社が行う養育費未払い問題解消のための養育費保証制度の利用を推進するとともに、取決めに基づく面会交流を円滑に行うためのコーディネートを行います。

関連計画

- 港区地域保健福祉計画、港区子ども・子育て支援事業計画、港区男女平等参画行動計画

子ども・子育て支援に関するネットワークづくりの推進

目標・期待する成果

子ども、子育て家庭及び関係機関同士の交流が促進され、社会全体で子育てを支援するネットワークの整備を推進します。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
地域こぞって子育て懇談会参加者の新規子育て支援活動の実施累計数	60件	90件	120件

現状と課題

社会全体で子育てを支えるネットワークの構築と充実

- 就労や生活形態が多様化する中、子育てを社会全体で支える仕組みを整備する必要があります。
- 子育て家庭の親子等が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができるネットワークの充実が求められています。
- 家庭や地域だけにとどまらず、企業やNPO、ボランティア等との協働関係を深め、子育て支援ネットワーク体制の構築が求められています。

▶ 港区地域こぞって子育て懇親会の様子



主な取組

① 子育て家庭のネットワークづくりの推進

子育てひろばや子ども家庭支援センターにおいて、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場所を提供し、育児に関する相談や講座を開催します。

② 子ども自身のネットワークづくりと地域の世代間交流の促進

児童館交流事業の実施や、地域で行われる様々な交流活動を支援し、子どもたちが広く交流できるような環境づくりに努め、子ども自身のネットワークづくりを促進します。

③ 保育園、幼稚園、子ども中高生プラザ、児童館、小学校での交流・連携

子どもの育ちを支えるための情報を、保育園、幼稚園、子ども中高生プラザ、児童館から就学先となる小学校へ提供します。相互理解を深め、質の高い教育を展開するとともに、保育園、幼稚園、子ども中高生プラザ、児童館、小学校相互の交流、連携を強化します。

④ 行政と家庭、地域、NPO、大学、企業等との連携

港区地域こぞって子育て懇談会や地域こぞってネットワーク会議などを開催し、行政と子育て家庭、地域で子育て支援に取り組む人、NPO、大学、企業等のネットワークづくりを支援します。

⑤ 実習生の受入れとボランティアの活用

子どもと関わる機会を提供しながら、子どもに対する理解を深め、将来の子育てに関する興味や関心を育てるため、大学等からの実習生を区立保育園で受け入れるとともに、地域の学生等をボランティアとして積極的に活用します。

関連計画

- 港区地域保健福祉計画、港区子ども・子育て支援事業計画

目標・期待する成果

全ての子どもが、夢と希望をもって成長していける地域社会を実現するため、地域が一体となって子どもの未来応援施策を推進していく体制を整備します。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
学習支援事業への満足度	70%	85%	90%
子ども食堂ネットワーク会員数	35団体・個人	44団体・個人	53団体・個人

現状と課題

家庭環境等に様々な問題を抱える家庭・子どもへの支援

- 子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、区では平成28(2016)年3月に策定した「港区子どもの未来応援施策の方向性」及び令和2(2020)年3月に策定した「港区子ども・子育て支援事業計画」に沿って、世代を超えた貧困の連鎖の解消に向けた施策を展開しています。
- 平成28(2016)年に実施した「子どもの未来応援施策基礎調査」及び「学びの未来応援施策実態調査」の結果から、経済的問題だけではなく、様々な問題を抱える家庭・子どもの問題が判明しました。
- 子どもの未来を応援する施策として、経済的問題を有する家庭・子どもの問題だけにとどまることなく、家庭環境等に様々な問題を抱える家庭・子どもの問題にも積極的に取り組む必要があります。

▶ 子ども食堂の様子



主な取組

① 教育・学習の支援

キャリア教育を含めた学習の支援を行い、家庭環境等に様々な問題を抱える子どもが、自らの能力・可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるよう、中学生及び高校生に学習支援を実施することで、学習環境を支援します。

② 生活環境の安定の支援

子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、子どもに対する社会との交流の機会の提供、その他生活に関する支援により、家庭環境等において様々な問題を抱える子どもが、毎日の生活を身体的・精神的に安定して送ることができるよう支援します。

③ 経済的安定の支援

各種手当や生活に必要な食料品等の給付、貸付金の貸付け等を実施し、家庭環境等に様々な問題を抱える家庭の経済的安定を支援します。また、就労支援及びひとり親家庭の職業訓練における給付金の支給等により保護者の就労の安定を支援します。

④ 地域で子どもの未来を応援する体制の整備

子どもの孤食解消と保護者支援のため、子ども食堂を運営する個人や団体に対して活動の支援を行います。また、担い手の育成や子ども食堂の取組の輪を広げるために設立した港区子ども食堂ネットワークを活用して、子どもや保護者に対する支援をより充実していきます。

関連計画

- 港区地域保健福祉計画、港区子ども・子育て支援事業計画

政策のめざす方向性

自らが国づくり、社会づくりの主体となれるようその基盤となる「徳」「知」「体」を育み、一人ひとりの個性を伸ばす教育を推進します。また、未来への先行投資を実行し、「知」の世紀をリードする創造性や未来を切り拓き、生き抜く力を育成します。さらに、家庭や地域との連携を深めるとともに、港区の特性を生かした特色ある教育を推進し、世界に貢献できる人材を育成します。教員の働き方改革とともに学校の教育力の向上を図り、子どもたちが安全・安心に、いきいきと学び、健やかに成長していくことのできる教育環境を整備します。

成果指標

成果指標名	現状値	中間目標値		計画目標値
	令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策 16 「子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する」について満足している区民の割合	29.5%※	31.9%	34.5%	35.4%

※現状値：令和元年度区民意識調査における該当政策の満足度について、「満足」(6.1%)、「まあ満足」(23.4%)、「どちらともいえない」(51.6%)、「あまり満足ではない」(10.5%)、「満足ではない」(2.5%)、「不明」(5.9%)のうち、「満足」と「まあ満足」の合計値

SDGsのゴールとの関係



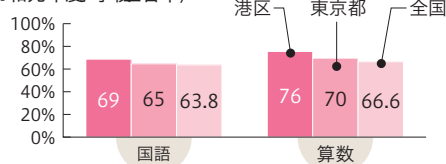
港区の現状

世界に貢献できる人材の育成

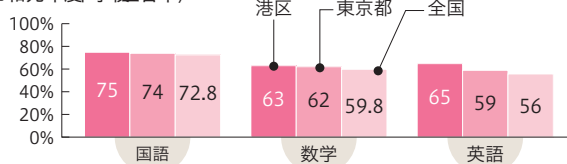
全ての小・中学校が、国の教育課程特例校として区独自の国際科・英語科国際といった授業を実施しています。また、国際学級や日本語指導といった外国人等の子どもの学びを支える取組の充実など、国際社会で活躍する人材を育成する港区の特性を生かした教育を推進しています。

▶ 全国学力・学習状況調査

〈令和元年度小学校正答率〉



〈令和元年度中学校正答率〉



出典：国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査」を基に作成

GIGAスクール構想の実現

GIGAスクール構想への対応として、令和2(2020)年度に小・中学校の児童・生徒に1人1台のタブレット端末を配備しました。これを活用し、情報リテラシーを育み、多様な学びを支える教育を推進しています。

教職員の働き方改革の実施

平成31(2019)年3月に、「港区教職員の働き方改革実施計画」を策定し、校務の効率化等を行うことで、長時間勤務を縮減し、教職員が子どもたちに向き合う時間を確保するための取組を推進しています。

特別支援教育の充実

特別支援教育の充実として、発達障害、特別な教育的支援が必要な児童・生徒等に、自らの特性に気づき、その対処法を学ぶことや得意な力を伸ばし、苦手な部分を補う学び方を習得するなど、通常の学級での学習や生活に適應できるよう特性に応じた指導を行っています。

理数教育の推進

令和2(2020)年度に、「港区立みなと科学館」を開設し、普段の学校の授業では実施が難しい理科実験や、楽しく学べる実験・工作のワークショップを展開する実験室等を活用した理数教育を推進しています。

政策体系

政策 16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する

施策 1

「徳」「知」「体」の育成

主な取組

- ① 人権教育・道徳教育の推進
- ② 読書活動の充実
- ③ 豊かな心の醸成
- ④ 学力向上の推進
- ⑤ 学校体育の充実による体力向上の推進
- ⑥ 食育の推進

施策 2

特別支援教育の推進

主な取組

- ① 特別支援教育の充実
- ② 特別支援教育体制の確立
- ③ 特別支援教育体制の整備

計画事業

重点課題 4

施策 3

幼・小中一貫教育の推進

主な取組

- ① 幼・小中一貫教育の推進
- ② 小学校教育への円滑な接続
- ③ ICT教育の推進
- ④ 体験学習の充実
- ⑤ 学校のエデュケーション力の向上

施策 4

国際人育成の推進

主な取組

- ① 国際理解教育の充実
- ② グローバル化への対応

施策 5

安全・安心で魅力ある教育環境の整備

主な取組

- ① 学校施設の充実
- ② 学校の情報化の推進
- ③ 安全・安心な教育環境の整備
- ④ 教員の負担軽減の推進
- ⑤ 科学への探究機会の充実

計画事業

重点課題 5

計画事業

重点課題 1

施策 6

地域社会で支え合う学びの推進

主な取組

- ① 多様な主体との協働・連携
- ② 地域とともにある学校づくり
- ③ 地域学校協働活動推進事業の充実
- ④ 郷土への愛着の醸成
- ⑤ 「チームとしての学校」の体制の整備

▶ みなと科学館プラネタリウム投影



発達障害

社会的な場面における他人とのコミュニケーションの障害などの自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、知的発達に遅れはないが、読み書き計算などの習得や使用が困難である学習障害、じっとしていられなかったり、感情や注意力のコントロールが苦手であったりする注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

「徳」「知」「体」の育成

目標・期待する成果

子どもたちが、社会性を備えた豊かな心をもった大人として成長することを願い、道徳教育をはじめ、体験活動とおとした交流の機会を創出します。子どもの知的な好奇心を育み、主体的な学びを習慣化させるとともに、学んだ知識を活用し、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を育成します。また、幼児・児童・生徒の身体活動量を増やし、学齢や成長に応じた体力・運動能力を身に付けることができるようにします。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
全国学力・学習状況調査のうち、「学校に行くのは楽しいと思うか」という問いに対して「そう思う」「どちらかというと思う」と回答した割合	小学校 84.8% 中学校 82.5%	小学校 85.1% 中学校 82.7%	小学校 85.4% 中学校 83.0%
東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果より「体力合計点」	小学校5年生女子56.13 小学校5年生男子54.78 中学校2年生女子49.74 中学校2年生男子39.81 ※令和元年度実績	小学校5年生女子56.40 小学校5年生男子54.90 中学校2年生女子49.90 中学校2年生男子40.00	小学校5年生女子56.70 小学校5年生男子55.10 中学校2年生女子50.10 中学校2年生男子40.10

※令和2(2020)年度の現状見込値は、令和2(2020)年度は実施していないため令和元(2019)年度の実績を掲載。

現状と課題

「徳」「知」「体」を育む学びの推進

- 現在、学校においては、複雑化する情報社会の中における児童・生徒の規範意識や倫理観の低下が問題となっています。特に、いじめについては、インターネット上での誹謗中傷など、その様態が変化したため、発見や対応が一層難しくなっています。
- 確かな学力の定着をめざし、学ぶ意欲を高めるとともに、一人ひとりの考える力を伸ばし、主体的に学べるよう、学力向上に資する取組を行っています。今後更に、基礎学力の定着、自ら進んで学習する子どもを育て、思考力、判断力、表現力等を育むことが必要です。
- GIGAスクール構想を進め、児童・生徒に対し一人1台タブレット端末を配備し、ICTの積極的活用を行います。配備したタブレット端末を活用し、プログラミング的思考を促すとともに、必要な情報を取捨選択するなどの思考力・判断力・表現力を一層高める必要があります。
- 読書活動などを通じて児童・生徒の情操を育むとともに、論理的な思考力を養う教育を推進するため、学校図書館を有効活用する体制の整備に努めます。
- 区の児童・生徒の体力・運動能力は、全国平均を下回っている状況です。小・中学校の日常生活における身体的活動量を増加させ、基礎体力を十分高めていく取組が必要です。

▶「徳」「知」「体」を育む学校生活



主な取組

① 人権教育・道徳教育の推進

幼稚園、小・中学校における全体計画、年間指導計画に基づいた人権教育の推進、道徳授業地区公開講座などの道徳教育を推進します。具体的には、LGBTへの理解等の多様性に関する内容や、いじめ問題について重点的に扱います。いじめの未然防止に向けた取組として、「港区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例」に基づき、関連組織を設置し、区を挙げていじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

② 読書活動の充実

学校図書館の「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての取組を充実させ、学校図書館の機能を確立するとともに、読書活動の充実を図ります。また、「学校司書」、「学校図書館支援員」を全ての小・中学校に配置し、公立図書館との連携をとって、学校図書館を活用した教育の充実を図ります。専門性の高いアーティストの演奏や、舞台活動を鑑賞する機会をとって、幼児・児童・生徒の感性を養うとともに、豊かな情操を育みます。

③ 豊かな心の醸成

社会性を備えた豊かな心をもった大人として成長することを願い、道徳教育の充実をはじめ、体験活動をとった交流の機会を創出します。あわせて、地域に根差した教育を推進する中で、相手を思いやる心や自ら考え表現する力などを育む機会を充実させます。

④ 学力向上の推進

区で実施している学力調査の結果分析に基づいた各校の授業改善や少人数習熟度別指導などの実施により、児童・生徒の基礎的・基本的な学力の確実な定着を図ります。また、経済的に困窮する家庭の生徒を対象に学びの未来応援学習講座を開催し、基礎学力の定着を図ります。

⑤ 学校体育の充実による体力向上の推進

学校教育の体育科及び保健体育科授業（運動活動）、体育的行事等の充実を図ることで、幼児・児童・生徒が運動やスポーツを「する」、「見る」、「支える」、「知る」の視点から、十分に楽しむ中で、結果として体力が高まっていく実践づくりを応援します。また、部活動において生徒の主体的な学びを支えるため、部活動指導員を配置します。

⑥ 食育の推進

日本の伝統的食文化の継承や自然環境の恵みによる食物と生産者への感謝の気持ちを醸成し、成長期に必要な食事のとり方や生活習慣を、港区学校教育食育推進指針に基づき各教科で学ぶことにより、生涯を通じて健康を維持する力を育成します。

関連計画

- 港区教育ビジョン、港区学校教育推進計画

LGBT

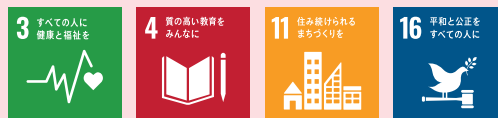
Lesbian（レズビアン：女性同性愛者）、Gay（ゲイ：男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル：両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー：性同一性障害等、心と身体の性が一致しない人）の頭文字を取った言葉で、性的マイノリティを「代表」する言葉として使用されています。

特別支援教育の推進

目標・期待する成果

障害のある人もない人も、全ての人がともに支え合い、誰もがいきいきとした人生を送ることができる共生社会を実現するため、社会や地域と連携した学校教育を実施する中で、子どもの個性の伸長を図ります。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
特別支援教室を利用する児童・生徒のうち、学校生活における困難さが軽減した児童・生徒の割合	60%	68%	78%

現状と課題

地域共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進

- 特別支援に関する相談件数は、増加しています。今後の需要増も見込まれるため、より一層の相談体制の充実が必要です。
- 通常の学級に在籍している発達障害など、特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対し、学習支援員を配置して個別の学習支援を行っています。保護者からのニーズが多く、令和2(2020)年4月現在で400人を超える児童・生徒が支援を受けており、年々対象児童・生徒が増加しています。
- 通常の学級に在籍している特別に支援が必要な児童に個別指導や、小集団指導を行う特別支援教室を平成28(2016)年度から全ての小学校に設置しています。また、平成30(2018)年度からは、全ての中学校においても、特別支援教室を開室しています。令和2(2020)年4月現在で475人が在籍し、個別の教育支援計画及び個別指導計画に基づく指導を行っています。
- 障害のある児童・生徒のため、小・中学校に「特別支援学級」を設置し、障害の種類や程度、発達の状況を踏まえ、多様な教育を実施しています。
- 特別支援アドバイザーの指導・助言を受け、個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成に生かしていくことで、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を一層充実させることが必要です。

▶ 特別支援学級(小学校)授業風景



主な取組

① 特別支援教育の充実

幼稚園入園から中学校卒業までの12年間の成長を見通した長期的な視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境・内容・方法の充実を図ります。

② 特別支援教育体制の確立

幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うため、家庭や医療機関、児童発達支援センター、障害者福祉課等との連携を強化し、社会的自立や共生社会の実現を視野に入れた幼児期からの教育相談体制を一層充実させるとともに、地域共生社会の実現に向けた教育環境を整備します。また、教員等の専門性を向上させるため、特別支援教育に関する基礎知識や障害の特性に応じた指導・支援方法を学ぶことができる研修体制を整えます。

③ 特別支援教育体制の整備

計画事業

重点課題 4

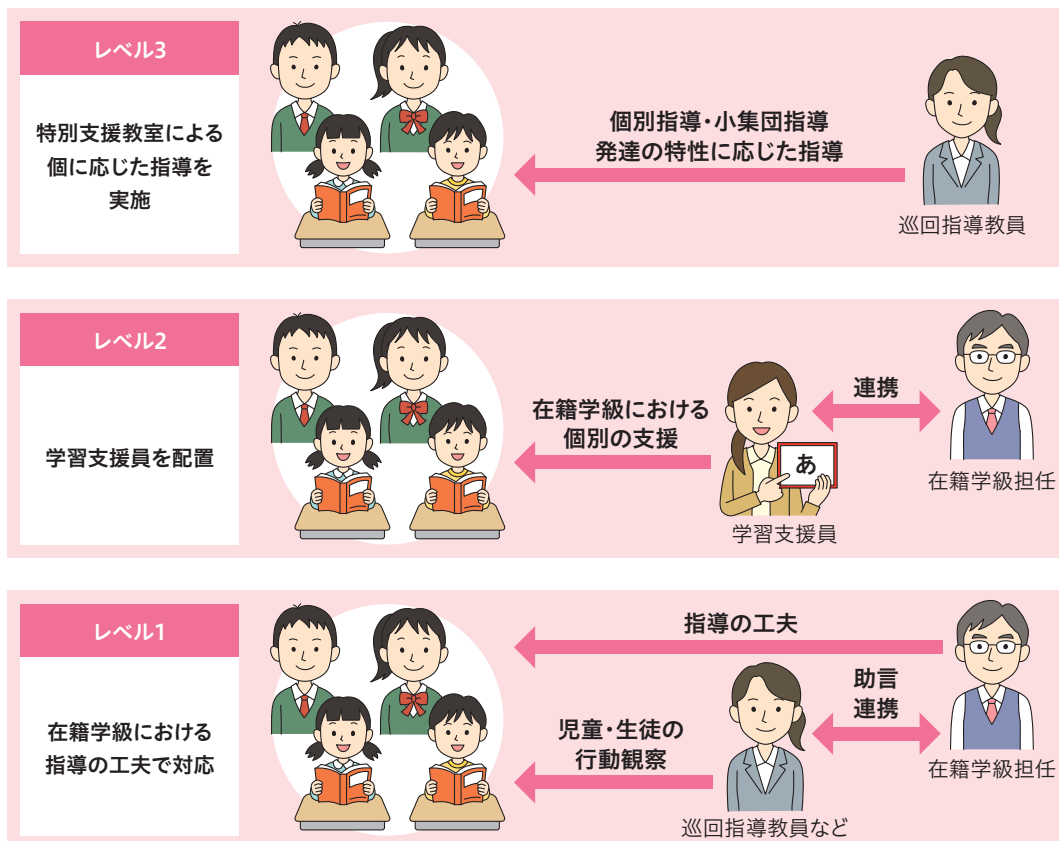
P.352

地域の特別支援学級に通学できる環境を整備するほか、医療的ケアを要する児童・生徒が地域の学校で安心して学校生活を営めるよう学校看護師を配置するとともに主治医及び指導医と連携した安全かつ質の高い支援体制を構築するなど教育環境を整備します。

関連計画

○東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画

▶ 支援レベルに応じた支援体制



出典: 港区特別支援教育ガイドライン

幼・小中一貫教育の推進

目標・期待する成果

「小1問題」「中1ギャップ」による子どもや保護者の不安を解消するとともに、幼稚園、小学校、中学校が連携を強化し、教育課程の連続性を確保することで学力の向上を図り、豊かな人間性、社会性を育むことを目的として、幼・小中一貫教育を推進します。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
同一アカデミー内での小学校から中学校への進学率	30%	前年度以上	前年度以上
幼稚園から小学校に入学する際、「家庭で大切にしたいことハンドブック(リーフレット)」が役立ったと思う保護者の割合	—	60%以上	70%以上

現状と課題

幼児教育から義務教育全体を見通した教育の展開

- 幼稚園・小学校の連携を一層強化させ、小学校入学前までにめざす姿や学びの基礎力について共通理解し、幼児教育の充実を図る必要があります。
- 一貫教育の推進による子どもや保護者の進学に対する不安の解消、スムーズな学習の移行などをめざしていくことが求められます。
- 幼児期の教育から義務教育9年間で連続したものと捉え、幼稚園・小学校・中学校の教員の連携を一層強化し、豊かな心・確かな学力・健やかな体を効果的に培います。

▶ 中学生が小学生に学習を教える風景



主な取組

① 幼・小中一貫教育の推進

中学校通学区域を単位とするグループをアカデミーと称し、全ての区立幼稚園、小・中学校において幼・小中一貫教育を推進します。地域の特色を踏まえた教育や交流活動のほか、「MINATO カリキュラム」を活用した魅力ある教育を展開します。

② 小学校教育への円滑な接続

幼・小中一貫教育を推進するために、「小学校入学前教育カリキュラム」を活用するとともに、区の特徴を生かした小学校入学前教育の実現に向け、教職員の指導力の向上を図ります。また、「家庭で大切にしたいことハンドブック」や「リーフレット」を配布し、家庭と連携し、家庭教育力の向上を図りながら、質の高い小学校入学前教育を実施します。

③ ICT教育の推進

GIGAスクール構想の実現により、児童・生徒に1人1台配備したタブレット端末を活用して、児童・生徒の情報リテラシーを育み、多様な学びを支えていきます。特に、児童・生徒の「主体的に学習に取り組む態度の育成」、「学習内容への深い理解の促進」、「思考力・判断力・表現力等の育成」を推進し、学力及び情報活用能力の向上を図ります。

④ 体験学習の充実

郷土歴史館、みなと科学館等の区有施設を利用した、年齢や学校種を超えて楽しむことのできる体験活動や、地域の学習素材を活用した様々な体験活動、自然体験学習を推進し、幼児・児童・生徒の豊かな人間性や社会性を育みます。

⑤ 学校の教育力の向上

様々な教育課題解決のため、研究校(園)を奨励し、経営に関する研究や教育課題別の研究を通じて、幼稚園、小・中学校の総合的な教育力と全教員の資質・能力の向上を図ります。

関連計画

- 港区教育ビジョン、港区学校教育推進計画

小1問題

小学校入学後、児童が集団行動をとれなかったり、落ち着きがなく静かに授業を受けられなかったり、授業中に立ち歩いたりなど、授業が正常に成立しない状況となること。「小1プロブレム」とも呼ばれます。

中1ギャップ

小学校から中学校に進級する際に、生活スタイルが大きく変化するため、新しい環境になじめず、授業についていけなかったり、不登校となったり、いじめが発生するなどの現象のこと。

国際人育成の推進

目標・期待する成果

グローバル社会を生き抜き、世界で活躍する真の国際人を育成するため、コミュニケーション能力の向上や、異文化理解をはじめとした国際理解教育の充実により、自分の考えや自国のよさ、伝統・文化等を積極的に発信する力を育みます。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

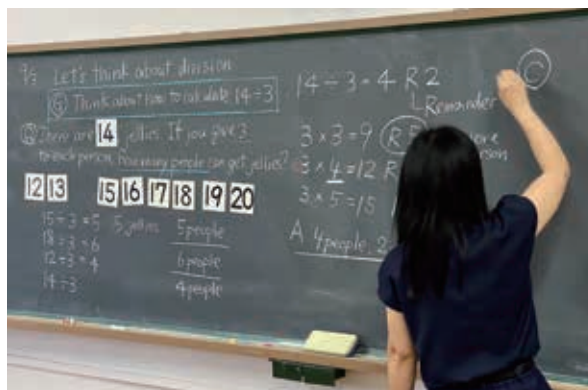
成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
英語が楽しい、好きだと思う児童・生徒の割合	80%	83%	85%
日本語適応指導を受講した児童・生徒のうち、初級段階を終了した割合(年間)	65%	73%	75%

現状と課題

国際社会に対応する教育の推進

- 小学校の「国際科」、中学校の「英語科」、「英語科国際」の授業で身につけたコミュニケーション能力等が、実生活に生かされているか検証していく必要があります。
- 国際人育成の視点から、中学校課程修了時の「めざす生徒像」を明確にした上で「国際科」、「英語科国際」の効果検証や、カリキュラムやテキスト、指導方法の改善が求められています。
- 外国人への日本語適応指導は、各校による派遣希望が年々増加しており、指導員の人材確保が難しい状況です。今後更に、指導が必要な児童・生徒全員への指導員の確保が必要です。
- 区は、イングリッシュサポートコース(ESC)を平成24(2012)年度に東町小学校、平成29(2017)年度に南山小学校に開設し、外国人児童に対して英語による学習支援を行っていますが、現在、日本人を含めた入学希望者が増加しており、運営のあり方を検証していく必要があります。

▶ ESCの様子



主な取組

① 国際理解教育の充実

幼稚園では、遊びを通じて外国人とふれあう機会や外国の文化等を知る機会を充実させます。小学校は「国際科」として、外国語活動を全学年で週2時間、中学校は「英語科国際」を通常の英語の週の授業時数に1時間加えて実施します。また、小学6年生、中学2年生の代表者が体験的に外国の文化に触れる機会を提供し、コミュニケーション能力の向上を図ります。

② グローバル化への対応

外国人児童・生徒が、生活・学習に適応できるよう、日本語学級を開設しているほか、日本語適応指導員を配置します。また、外国人児童・生徒に対する多様な教育の機会を提供するために、英語を使用して授業を行う教育を東町小学校及び南山小学校のイングリッシュサポートコース(ESC)で実施します。併せて英語の能力に長けた生徒の力を更に伸ばすため、六本木中学校に英語科国際でネイティブコースを開設しています。

関連計画

- 港区教育ビジョン、港区学校教育推進計画

▶ 日本語学級の指導の様子



安全・安心で魅力ある教育環境の整備

目標・期待する成果

GIGAスクール構想を実現するなど、令和時代のスタンダードとなる魅力ある学習環境を整備することで、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を子どもたちに育成していきます。また、感染症の拡大など、やむを得ず学校を臨時休業した際にも1人1台のタブレット端末を活用して子どもたちの学びを保障していきます。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
ICTを利用した授業を行うことにより、生徒の学習への理解が大いに深まったと回答した教員の割合	小学校 19.6% 中学校 20.9%	小学校 35% 中学校 35%	小学校 50% 中学校 50%
情報モラル教育を行うことにより、児童生徒へのSNSルールへの理解が深まったと回答した保護者の割合	—	小学校 35% 中学校 35%	小学校 50% 中学校 50%

現状と課題

建設・増改築等による学校施設の充実、高速大容量の情報通信技術の効果的な活用

- 「港区人口推計(令和2(2020)年10月)」においては、令和13(2031)年までに年少人口(0歳～14歳)の増加率を令和2(2020)年比で約120%と推計しています。
- 幼児・児童・生徒数の増加や施設の老朽化に対応するため、校舎・園舎等の施設整備を進めていく必要があります。
- 国の少人数学級による教育の実現に向けた取組の動向を注視し、その対応に向け検討していく必要があります。
- 小・中学校全校にGIGAスクール構想で児童・生徒に1人1台配備しているタブレット端末や教室に配備している電子黒板の効果的な活用法について研究していく必要があります。
- 児童・生徒の情報モラル教育を推進するため、教員が、SNSなどの知識及び対応力を身につけることが喫緊の課題です。
- 令和2(2020)年4月にみなと科学館を開設しました。今後、小・中学校の学びの補完の場として活用していく必要があります。

▶ オンライン授業の様子



▶ みなと科学館の常設展示



主な取組

① 学校施設の充実

計画事業

重点課題 ⑤

P.352

幼児・児童・生徒数の増加により、港区全体の教育施設需要は、今後更に増加するものと考えられます。また、感染症対策の影響を含め、学校施設の安全・安心を継続的に確保していくために、計画的な改修、修繕工事を行っていく必要があります。より良い教育環境と安全・安心な教育施設を確保するために、校舎等の建設・増改築や普通教室の増設等を行うとともに、改築に合わせて地震等災害時の避難場所における設備の充実を図ります。

② 学校の情報化の推進

計画事業

重点課題 ①

P.353

「港区学校教育推進計画」に位置付ける学校情報化に関する計画に基づき、児童・生徒1人に1台のタブレット端末等を配備するGIGAスクール構想を実現していきます。また、電子黒板を活用した教員の授業の活性化や校務支援システムなどを有効活用した教員の校務負担軽減に取り組みます。さらに、ICT機器を効果的かつストレスなく使用するためのインフラ基盤の強化、学校で安全・安心にICTを利用するための情報セキュリティ体制の確保に取り組みます。

③ 安全・安心な教育環境の整備

施設の安全点検や民間警備員の配置などによる防犯対策、地域やPTA等と連携した通学路点検など、様々な対策を通じて、子どもたちの安全を確保します。

また、災害や感染症対策などにも適切に対応するため、保護者への緊急メール配信やSNS等を活用した情報伝達、感染症情報システム等の活用、衛生用品等の充実など、安心して学ぶことができる環境を構築します。

④ 教員の負担軽減の推進

ICTの活用等による校務の効率化、部活動指導員の活用、学校施設開放事業の改善等により、教員の勤務環境を整備し、教員が子どもと向き合う時間の創出を図ります。

⑤ 科学への探究機会の充実

みなと科学館において、科学館ならではの体験活動を展開することで、学びの補完を行うとともに、科学への関心及び主体的な学びの意欲の向上を図ります。

関連計画

- 港区教育ビジョン、港区学校教育推進計画、港区幼児教育振興アクションプログラム、港区情報化推進計画

地域社会で支え合う学びの推進

目標・期待する成果

共生社会の実現に向けて、開かれた学校づくりに取り組むとともに、地域とともにある学校として家庭や地域との連携を深め、一体となって子どもの健全な育ちを支える環境づくりに取り組みます。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
「地域人材を活用した授業を工夫するなど学校が地域と協働して教育活動を推進している」と思う保護者の割合	80%	83%	85%

現状と課題

多様な学習資源の活用

- 学校や地域の実態に応じて、地域の人材を活用するとともに、区内の大学や企業の教育力を活用することにより、区独自の特色ある教育を推進しています。
- 道徳授業地区公開講座は、保護者の参加をより増やすことが課題です。そのため、土曜公開日に道徳授業地区公開講座を開催し、保護者の参加を促している学校が多くあります。
- より多くの地域の人々が学校教育に関わることにより、区ならではの教育カリキュラムの質の向上を図るとともに、教員が教育活動により専念できる環境を整備するため、学校を支援する「地域学校協働本部事業」を実施しています。
- 学校運営への地域住民等の参画を促進し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていくため、学校、保護者、地域住民等による学校運営協議会の設置に向けて検討します。

▶ 学校運営協議会の様子



主な取組

① 多様な主体との協働・連携

学校や地域の実態に応じて、地域の人材を活用することや区内の大学や企業との連携をより強固なものにすることにより、特色ある教育を推進します。今後、地域学校協働本部事業の実施に伴い、さらなる地域人材の活用による教育機会の多様化を図ります。

② 地域とともにある学校づくり

保護者や地域に向けた幼稚園・学校公開、学校行事や道徳授業地区公開講座など、様々な機会を通じて、区立幼稚園、小・中学校の教育内容を公開します。また、区ホームページなどを活用し、情報発信を積極的に行うなど、開かれた学校づくりを推進します。

③ 地域学校協働活動推進事業の充実

地域と幼稚園・学校とが連携・協働し、地域の実情に応じた活動をとおして、地域全体で子どもたちの成長を支えられる環境の充実を図ります。また、幼稚園・学校のニーズに沿った活動ができるよう、各区立幼稚園、小・中学校に地域学校協働本部を順次設置し、地域と幼稚園・学校をつなぐ地域コーディネーターを配置します。

④ 郷土への愛着の醸成

区民が誇りに思える郷土意識の醸成を図るため、児童・生徒の学習において、区独自の教材や区内の資料館などを活用します。

⑤ 「チームとしての学校」の体制の整備

各学校が、学習指導や生活指導など様々な教育活動をチームとして担う体制を充実するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校司書等の教員以外の専門スタッフ、地域との連携強化を図ります。

関連計画

- 港区生涯学習推進計画

政策のめざす方向性

保育施設の充実や保育の質の向上を図り、区民の誰もが安心して子どもを生み、育てることができる様々なニーズに対応した保育環境を整備します。多様な働き方に合わせた保育時間や、医療的ケアが必要な児童等の保育、病児・病後児保育など都心型の保育サービスを充実し、子育てと就労の両立を支援します。在宅子育て家庭への支援サービスの充実、保護者の子育て力向上の支援、幼稚園における教育環境の充実など、就学前児童のケアサービスを総合的に推進します。

成果指標

成果指標名	現状値	中間目標値		計画目標値
	令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策 17 「就学前児童ケアサービスを総合的に推進する」について満足している区民の割合	30.8%※	33.3%	36.0%	37.0%

※現状値：令和元年度区民意識調査における該当政策の満足度について、「満足」(7.7%)、「まあ満足」(23.1%)、「どちらともいえない」(50.3%)、「あまり満足ではない」(10.4%)、「満足ではない」(2.4%)、「不明」(6.2%)のうち、「満足」と「まあ満足」の合計値

SDGsのゴールとの関係

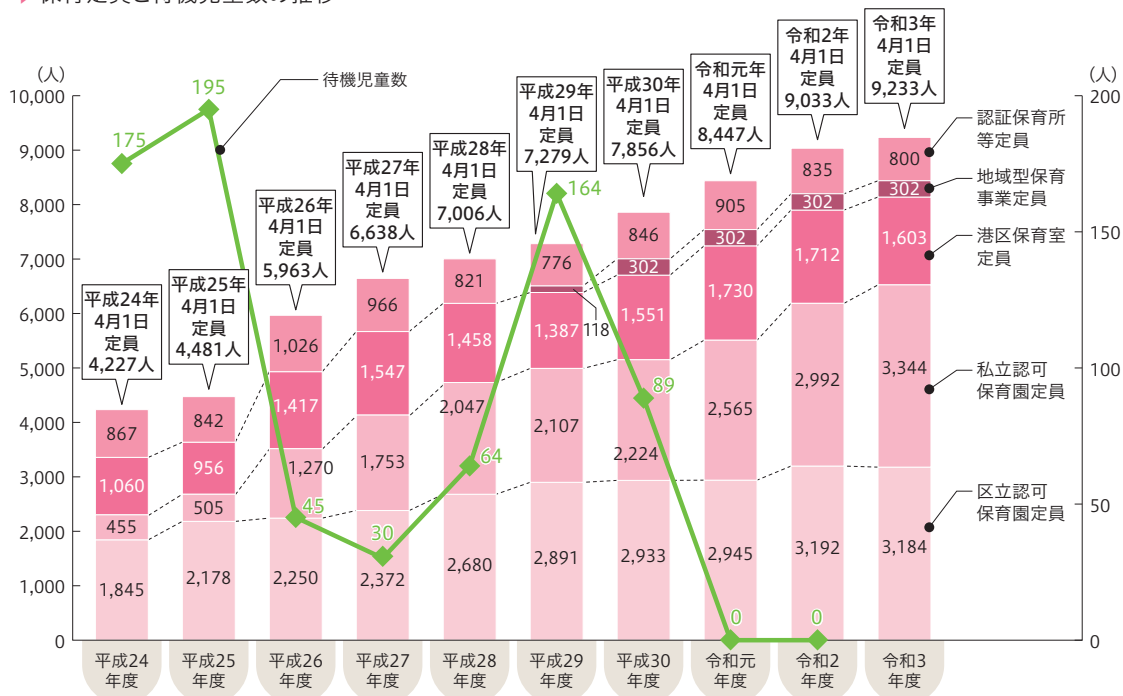


港区の現状

保育定員と待機児童数

区のこれまでの保育定員拡大の取組により、令和2(2020)年4月に2年連続の待機児童ゼロを達成しました。下記のグラフは、年度ごとの保育定員と待機児童数の状況を示しています。

▶ 保育定員と待機児童数の推移



※数値は各年4月1日現在

政策体系

政策 17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する

施策 1

保育園待機児童ゼロの継続

主な取組

- ① 保育施設の充実
- ② 認定こども園の整備
- ③ みなと保育サポート事業の充実
- ④ 保育施設を円滑に利用できる環境整備
- ⑤ 大規模開発における認可保育園付置の要請
- ⑥ 地域型保育事業の実施
- ⑦ 認証保育所・認可外保育施設入所者への保育料助成の実施

施策 2

保育園における保育の質の向上

主な取組

- ① 指導検査・訪問指導などによる保育の質の向上
- ② 障害児保育の充実
- ③ 乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育の推進
- ④ 病児・病後児保育の充実
- ⑤ 保育園と幼稚園、小学校との連携
- ⑥ 保育施設における安全確保の推進
- ⑦ 保育従事職員の確保・定着の支援
- ⑧ 保育士の業務負担軽減の推進

施策 3

子育て支援サービスの充実

主な取組

- ① 在宅での子育て支援事業の推進
- ② 生活スタイルの多様化に対応した子育て支援策の充実
- ③ 保健師・助産師等による子育て支援事業の推進

施策 4

小学校入学前教育の充実

主な取組

- ① 幼稚園の受入れ体制の充実
- ② 地域での子育て支援事業の充実
- ③ 私立幼稚園への支援
- ④ 教員・保育士の指導力の向上

保育園待機児童ゼロの継続

目標・期待する成果

今後の人口動向や社会経済情勢の変化が保育需要に及ぼす影響を十分に踏まえた上で、教育・保育を提供するための施設等の充実を図り、待機児童ゼロの継続をめざします。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

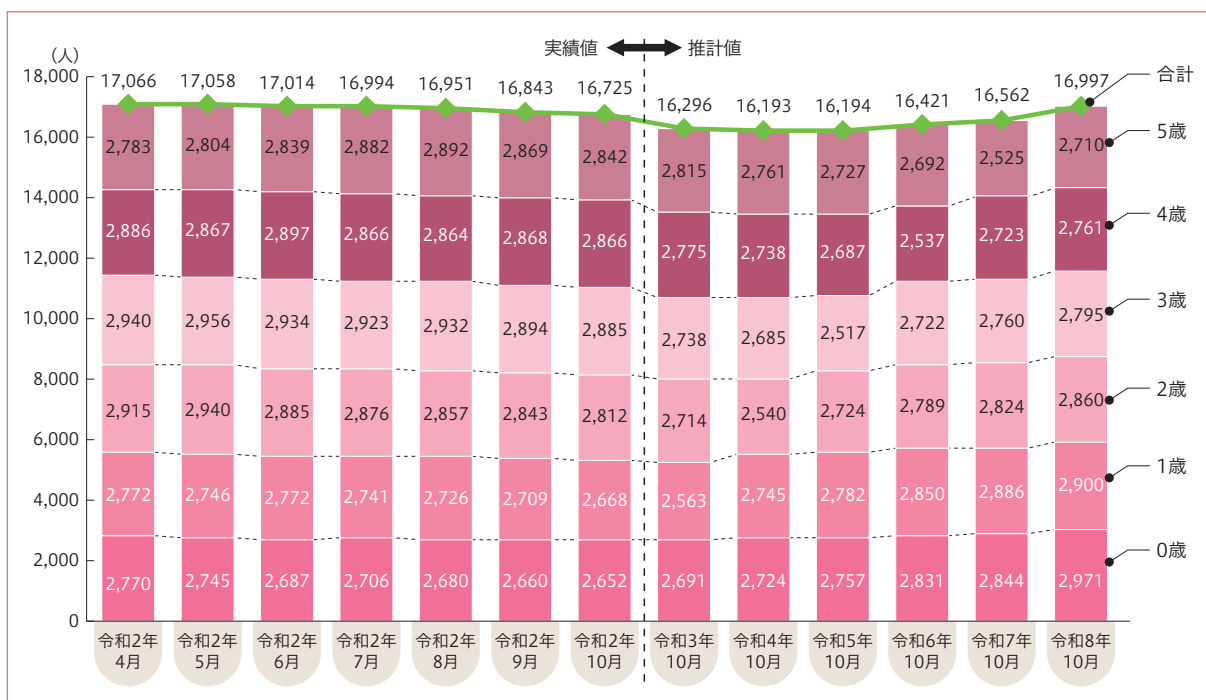
成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
待機児童数(各年度4月1日現在)	0人	0人	0人

現状と課題

保育ニーズを踏まえた待機児童対策の充実

- 区のこれまでの保育定員拡大の取組により、令和2(2020)年4月1日時点で2年連続の待機児童ゼロを達成しました。
- 待機児童が解消された反面、地域や保育施設の種別によっては、定員に空きが生じています。また、園児の外遊び場の確保など、活用可能な敷地が少ない区特有の課題も顕在化しています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けている社会情勢において、港区の就学前人口(0～5歳、各月1日現在)は、令和2(2020)年2月以降減少を続けています。区の人口推計においても、令和3(2021)～4(2022)年度に一定程度の就学前人口が減少する見通しです。
- 今後は、就学前人口の動向を注視し、より保育ニーズの高い地域、保育施設の種別を精査しながら、待機児童対策の充実を図るとともに、保育環境の更なる向上に積極的に取り組みます。

▶ 就学前人口(0～5歳)の推移



出典:住民基本台帳人口、港区政策創造研究所「港区人口推計」(令和2(2020)年10月)

主な取組

① 保育施設の充実

計画事業

重点課題 ⑤

P.353

待機児童ゼロを継続するため、保育施設の充実を図ります。また、地域によって保育施設の定員に空きが生じてきている状況を踏まえ、人口動向や社会経済情勢の変化が保育需要に及ぼす影響を注視しながら、保育定員の管理に取り組みます。なお、認可保育園を補完する役割を担っている港区保育室については、周辺の保育施設の空き状況などを精査し、将来的な終了も視野に入れた定員設定を検討します。

② 認定こども園の整備

認定こども園は、既存の幼稚園や保育園という枠組みでは満たすことができない区民ニーズに対応できる有用な施設として、芝浦港南地区以外の各地区に1園ずつの整備をめざします。

③ みなと保育サポート事業の充実

保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、パートタイム勤務や短時間勤務等により、児童を保育できない家庭を対象に、1日8時間以内で1か月160時間を上限に保育を行う、区内5か所で実施するみなと保育サポート事業の充実を図ります。

④ 保育施設を円滑に利用できる環境整備

保護者の希望や家庭の状況に応じて、保育施設を円滑に利用できるよう、保育コンシェルジュの活用など、情報提供や相談体制を強化することで、保護者の保育園選びを支援します。また、育児休業制度を安心して利用できるよう、育児休業明け入所予約制度を充実します。

⑤ 大規模開発における認可保育園付置の要請

集合住宅等の大規模開発の際、開発計画の内容やその規模に応じて、敷地内に認可保育園の付置を要請します。

⑥ 地域型保育事業の実施

現在実施している小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業を継続し、多様な地域型保育事業の中から、保護者が選択できる仕組みを確保します。

⑦ 認証保育所・認可外保育施設入所者への保育料助成の実施

認可保育園の入園の申込みをしながら認証保育所・認可外保育施設に在園している児童の保護者を対象に、認可保育園保育料との差額を助成し、負担の均衡を図ります。

関連計画

- 港区地域保健福祉計画、港区子ども・子育て支援事業計画

認可保育園 児童福祉法等に定められた基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備等）を満たし、認可を受けた保育施設。

認可外保育施設 児童福祉法に基づく認可を受けていない保育施設の総称。

港区保育室 待機児童解消を目的に区が独自に設置した保育施設。児童福祉法に基づく認可を受けていない認可外保育施設ですが、保育料、保育内容は認可保育園と同様です。

認定こども園 就学前の教育・保育を一体的に行う施設。就労状況が変わっても同一園に在籍し続けることができます。

地域型保育事業 児童福祉法に位置付けられた区の認可事業。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業類型があります。

認証保育所 「東京都認証保育所事業実施要綱」で定められた東京都独自の基準を満たし、区から補助を受けている保育施設。都市の多様化する保育ニーズに対応するための施策として制度が創設されました。

保育園における保育の質の向上

目標・期待する成果

子どもの健やかな成長のためには、保育の内容の充実や保育の質の向上が不可欠です。区では、保育施設の運営内容の向上と改善を図るため、保育士の業務負担の軽減や保育士等の専門性を高め資質を向上する研修、施設の指導・監督の強化や関係機関との綿密な連携などにより、保育の質の向上に向けた取組を推進します。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
指導検査・訪問指導において文書指摘を受けた 私立認可保育園等の割合	50%	44%	38%

現状と課題

保育の質の維持・向上

- 多様化する保育ニーズに対して、区をはじめ公益法人、NPO、民間事業者など様々な事業主体が担い手となっています。
- 子ども・子育て支援新制度においても、「量」と「質」の両面からの子育て支援が求められています。
- 児童相談所の設置に伴い、認可保育施設に加え認可外保育施設に対する指導監督も区が行うこととなるため、更なる保育の質の向上のため、指導や助言に積極的に取り組む必要があります。
- 保育の運営における質の確保に取り組んでいく必要があります。

▶ 遊びの様子



主な取組

① 指導検査・訪問指導などによる保育の質の向上

認可保育施設に加え、令和3(2021)年度に区が児童相談所を設置することに伴って対象となる認可外の保育施設等に対し、基準に基づく運営を遵守しているかを確認し、必要な指導・監督を行うなど区内保育施設の保育の質の確保と保育水準の向上を図ります。

② 障害児保育の充実

医師や臨床心理士など専門家による巡回指導や研修を実施します。必要に応じて、発達支援センターや医療機関等から助言を受け、療育関係機関との連携を図るとともに、児童に応じて支援に必要な職員を配置するなど、障害児保育の充実を推進します。元麻布保育園医療的ケア児・障害児クラスでは、担任の看護師・保育士が個々に合わせた保育を行います。

③ 乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育の推進

保育所の環境をととして、養護と教育を一体的に提供し、乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育を推進するために、研修や公開保育等を実施し、保育士等の専門性を高め資質の向上を図ります。また、保育指導員による巡回をととして保育内容の指導、助言、相談を行う等、保育園の運営を支援します。

④ 病児・病後児保育の充実

病気の回復期等で保育園での集団保育が困難な乳幼児を一時的に預かる病児・病後児保育の充実を図り、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

⑤ 保育園と幼稚園、小学校との連携

保育園、幼稚園、認定こども園、小学校が定期的に連携し、保育士、教員同士の意見交換や子どもを含めた交流を行います。また、子どもの育ちを支えるために、教育・保育に関する情報の共有化を図るなど、連携を強化するとともに、「家庭で大切にしたいことハンドブック」や「小学校入学前教育カリキュラム」の活用を促進します。

⑥ 保育施設における安全確保の推進

災害発生時に児童・保護者の安全を確保し、災害に応じて的確に対応できるよう避難訓練を実施するとともに、防災備蓄物資の整備を推進するなど、施設の災害対応能力の向上を図ります。また、園外活動時の安全確保を推進するため、警察などの関係機関と連携しキッズ・ゾーン等の安全対策に取り組むとともに、園外活動時における安全体制の強化を支援します。

⑦ 保育従事職員の確保・定着の支援

私立認可保育園などにおける保育人材の確保・定着、並びに保育サービスの質の向上を図るため、事業者の行う保育従事職員の賃金改善や宿舍借り上げなどの処遇改善の取組を支援します。

⑧ 保育士の業務負担軽減の推進

日常の保育のほか、園児の登降園の管理、指導計画の作成など多種多様な業務を行っている保育士の業務負担を軽減するため、保育園におけるICT化や保育体制の強化を推進します。

関連計画

- 港区地域保健福祉計画、港区子ども・子育て支援事業計画

子育て支援サービスの充実

目標・期待する成果

在宅子育て中の保護者に対する支援サービスが充実し、育児不安が解消され、子育てしやすい環境の整備を推進します。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
子育て支援サービスの満足度	75%	77%	80%

現状と課題

子育て支援に関わるサービスの充実と施設の整備

- 子育てに関する情報提供や相談を身近な場所で行えることが求められています。
- 今後の乳幼児人口の増加に適切に対応するため、引き続き施設の整備を進める必要があります。
- 在宅子育て中の保護者に対する一時預かり等の子育て支援サービスの充実や、保護者の子育て力向上への支援が必要です。

▶ 子育てひろばの様子



主な取組

① 在宅での子育て支援事業の推進

親子が身近な場所で気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場所を提供し、育児に関する講座や集いの開催、子育て相談などを行う子育てひろば事業の充実を図るとともに、理由を問わず利用できる乳幼児一時預かり事業を推進します。

② 生活スタイルの多様化に対応した子育て支援策の充実

ファミリー・サポート(育児サポート子むすび)、産前産後家事・育児支援事業、ショートステイ、トワイライトステイ、派遣型一時保育など、様々な時間帯・保育内容等に対応する子育て支援サービスの充実を図ります。

③ 保健師・助産師等による子育て支援事業の推進

生後4か月以内の乳児のいる全ての家庭を保健師又は助産師が訪問し、赤ちゃんの体重測定や育児相談、母子保健サービスなどの紹介を行い、育児不安の軽減、産後うつ病の予防、母乳育児の支援などを行います。また、妊娠届を提出した全ての妊婦を対象に、助産師等が体調等を確認してケアし、対象者に育児パッケージを配付します。保健所等における乳幼児や保護者向けの支援事業を推進し、交流活動を促進するとともに、地域の子育てサークルを支援します。

関連計画

- 港区地域保健福祉計画、港区子ども・子育て支援事業計画

小学校入学前教育の充実

目標・期待する成果

幼稚園は、集団生活をととして、家庭では体験できない社会・文化・自然などに触れ、幼児期の心身の発達に必要な経験をjする場です。

幼児期の育ちと学びが、小学校以降の自ら学び、考え、行動する「徳」「知」「体」の学びにつながるよう、小学校入学前教育の充実を図ります。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

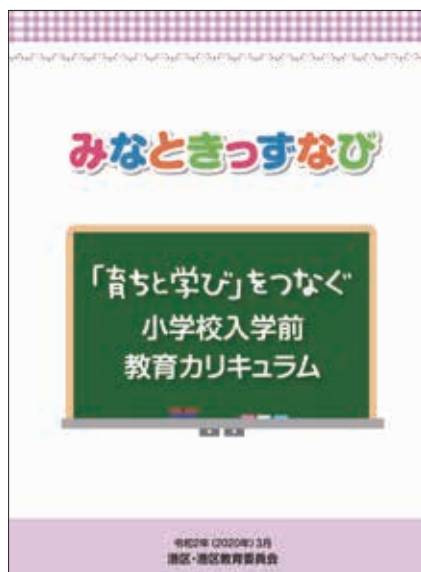
成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
子ども一人ひとりの個性を生かした教育環境が整っているかという問いに肯定的に回答する区立幼稚園保護者の割合	—	82%	86%

現状と課題

幼児教育と小学校教育との円滑な接続

- 小学校入学前教育は、一人ひとりの子どもの持つ良さや可能性を見出し、その芽を伸ばすことをねらいとしています。家庭、幼稚園、保育園、認定こども園、地域では、それぞれが有する教育機能を互いに発揮し、連携しながら、質の高い小学校入学前教育を実施していくことが必要です。
- 公立・私立の幼児教育施設それぞれが「小学校入学前教育カリキュラム」を活用し、特色ある教育活動を進めるとともに、「家庭で大切にしたいことハンドブック」やリーフレットを各家庭へ配布し、家庭の教育力の向上に努めています。
- 幼稚園は、子育て中の家庭の孤立を防ぎ、子育ての不安感、負担感を解消するため、地域における幼児期の教育のセンターとして、幼稚園や保育園、認定こども園に通っていない子どもたちの保護者への支援が求められています。

▶ みなときっすなび



主な取組

① 幼稚園の受入れ体制の充実

子どもたちを取り巻く環境の急速な変化と多様な教育ニーズに対応し、幼稚園教育の充実を推進するために地域や年齢ごとの幼稚園入園のニーズを的確に把握し、公私立幼稚園全体で幼稚園の受入れ体制を確保します。また、赤羽小学校及び赤羽幼稚園の改築整備に合わせ、令和8(2026)年度から赤羽幼稚園で3年保育を開始します。

② 地域での子育て支援事業の充実

幼稚園の運営に当たっては、地域における幼児期の教育のセンターとして、家庭で子育てを行っている未就園児の保護者に対し、「未就園児の会」の実施や子育ての相談、幼稚園に関する情報の発信、親子で在園児と交流できる場の提供など、積極的に地域の子育てを支援していきます。

③ 私立幼稚園への支援

教育相談機能の充実と発達段階に応じた幼児の理解を早めるため、幼稚園カウンセラーを派遣します。特別な配慮を要する幼児には特別支援アドバイザーが訪問し、教職員、保護者への指導助言を行います。園の運営を支援するための補助金とともに、保護者の経済的な負担軽減のための補助金を支出します。

④ 教員・保育士の指導力の向上

幼児教育と小学校教育の更なる円滑な接続及び教員・保育士の資質向上のため、教員・保育士の合同研修会や公開保育・公開授業参観等を通じ、保育園、幼稚園、認定こども園と小学校の連携や交流を強化するとともに、教員や保育士の指導力の向上を図ります。

関連計画

- 港区子ども・子育て支援事業計画、港区学校教育推進計画、港区幼児教育振興アクションプログラム

政策のめざす方向性

単身高齢者の増加や「8050問題」「ダブルケア問題」など、個人や世帯が抱える複合的な相談にも対応できる総合的な相談窓口体制を充実するとともに、地域福祉に取り組む多様な機関・団体と連携して「地域での支え合い」のネットワークを強化し、区民の誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができる地域共生社会の実現をめざします。生活困窮者への適切な支援や、家庭環境等に問題を抱える子どもたちの未来応援に取り組み、自立した地域生活を支援します。

成果指標

成果指標名	現状値	中間目標値		計画目標値
	令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策 18 「地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する」について満足している区民の割合	22.6%※	24.4%	26.4%	27.1%

※現状値：令和元年度区民意識調査における該当政策の満足度について、「満足」(3.9%)、「まあ満足」(18.7%)、「どちらともいえない」(59.1%)、「あまり満足ではない」(8.6%)、「満足ではない」(2.5%)、「不明」(7.2%)のうち、「満足」と「まあ満足」の合計値

SDGsのゴールとの関係



港区の現状

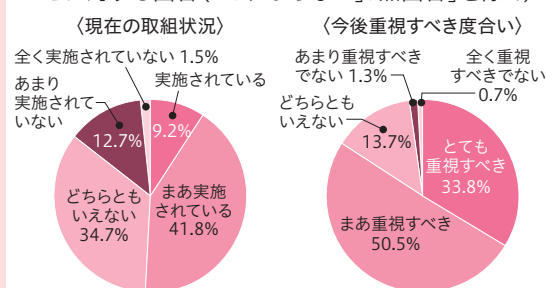
地域の支え合いによる課題解決を期待する区民意識の高まり

港区保健福祉基礎調査では、「保健・福祉に関して多様なサービスを提供すること」について、現在の取組を評価する区民が51.0%、今後重視すべきと回答した区民が84.3%を占めています。また、地域の支え合いで課題を解決するために、「地域の人々が気軽に集まれる場所をつくる」「自ら進んで日頃から住民相互のつながりを持つよう心がける」と回答する区民が多いことから、保健・福祉サービスの充実に向けて、区民と地域とのネットワークが必要です。

港区の生活保護受給世帯数・人員・保護率の推移

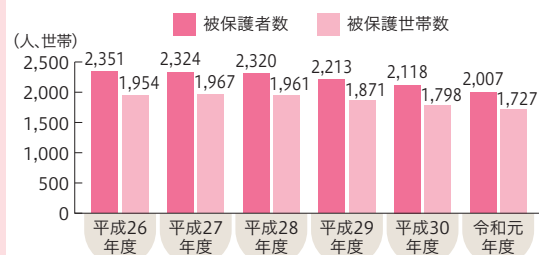
生活保護受給者数は、減少傾向で推移してきました。新型コロナウイルス感染症の流行により、今後経済雇用状況が悪化した場合には、生活困窮者や生活保護受給者が増加に転じていくものと思われます。生活困窮者や生活保護受給者一人ひとりの能力に応じた自立支援を充実していく必要があります。

▶保健・福祉に関して多様なサービスを提供することに対する回答(※「わからない」「無回答」を除く)



出典：「港区保健福祉基礎調査」(令和2(2020)年3月)

▶港区の生活保護受給者数の推移



出典：港区の保健福祉(事業概要)

政策体系

政策 18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する

施策 1

港区ならではの地域包括ケアの推進

主な取組

- ① 地域包括ケアの推進体制の充実
- ② 福祉総合窓口の設置 計画事業 重点課題 4
- ③ 在宅療養等に関する連携の推進
- ④ 地域を支える仕組みづくり
- ⑤ 効果的な情報発信

施策 2

港区の地域福祉を支える活動の支援

主な取組

- ① 地域福祉を推進する体制の整備
- ② 地域における福祉活動の支援
- ③ 福祉のまちづくりの推進

施策 3

成年後見制度の理解と利用の促進

主な取組

- ① 利用者がメリットを実感できる制度の運用
- ② 権利擁護支援の地域連携の推進
- ③ 制度の理解と適正な運用の促進

施策 4

低所得者の生活の支援及び自立施策の充実

主な取組

- ① 低所得者の生活の支援
- ② 生活困窮者自立支援施策の促進

港区ならではの地域包括ケアの推進

目標・期待する成果

港区の地域特性を生かした、豊富な医療機関や介護事業者等との多機関・多職種の連携を一層推進し、地域のあらゆる分野の多様な活動団体等とともに、支え合う地域包括ケアを推進する社会をめざします。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
医療従事者と介護事業者に向けた研修の参加者数	— (中止)	300人/年	300人/年
区民等に向けた在宅生活を支える普及・啓発活動への参加者数	200人/年	300人/年	300人/年

現状と課題

地域包括ケアを推進する社会に向けて

- 個人だけでなく世帯の抱える複合的な課題への対応のため、更なる多職種連携を推進した包括的支援体制の構築が求められ、地域包括ケアを一層推進していく必要があります。
- 地域包括ケアの更なる推進のため、各種会議や研修会等を通じて、多機関・多職種の連携の充実と地域課題等への対応を強化する必要があります。
- 多様で複雑化した福祉課題への支援をより迅速に行うため、高齢者福祉、障害者福祉、生活福祉、保健福祉、子どもや保育相談など、あらゆる福祉相談を総合して受け付ける窓口を各総合支所に設置する必要があります。

▶ 医療従事者と介護事業者に向けた港区医師会等との共催による「港区地域包括ケア研修会」の様子



主な取組

① 地域包括ケアの推進体制の充実

港区ならではの地域包括ケアを推進する社会の実現に向け、地域における医療機関及び介護事業者等をはじめとする多機関・多職種の連携及び包括的な相談体制を推進し、地域包括ケアの充実を図ります。

② 福祉総合窓口の設置

計画事業

重点課題 4

P.354

多様で複雑化した福祉課題により迅速に対応するため、高齢者福祉、障害者福祉、生活福祉、保健福祉、子どもや保育相談など、あらゆる福祉相談を総合して受け付ける窓口を各総合支所に設置します。

③ 在宅療養等に関する連携の推進

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりに向けて、医療機関及び介護事業者等をはじめとする多機関・多職種が連携し、顔の見える関係づくりを進め、在宅療養に関する対応力の強化を図ります。

④ 地域を支える仕組みづくり

区民一人ひとりが、地域の一員として、住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアを推進する社会に向け、医療、介護、予防、生活支援、住まいに関する地域で活動する団体等とのネットワークづくりを進めます。

⑤ 効果的な情報発信

港区の地域包括ケアの取組について、各種媒体を活用し、地域に向け積極的に発信するとともに、関係団体等との連携強化を図り、必要な人に必要な情報を届けられるよう効果的な情報発信を行います。

関連計画

○ 港区地域保健福祉計画

▶ 港区在宅療養ガイドブック



港区の地域福祉を支える活動の支援

目標・期待する成果

地域福祉の中核を担う港区社会福祉協議会との連携の強化と、地域で活動する団体等との連携による各種啓発の充実や参加を促進します。多様化・複雑化する地域課題に対応するため、地域包括ケアの推進とともに、地域にある様々な資源や力を活用し、更なる地域のつながり・支え合いを進めます。誰もが安全・安心かつ快適に過ごすことができる福祉のまちづくりを推進し、バリアフリーマップなどの様々な媒体を活用した啓発を推進します。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
地域福祉活動団体における活動の達成状況	85%	92.5%	100%
港区バリアフリーマップアクセス数(Webサイトの年間総アクセス数)	36,000アクセス	48,000アクセス	60,000アクセス

現状と課題

多様化・複雑化する地域課題への対応の充実と住民相互の支え合いの促進に向けて

- 港区の地域福祉の推進に向けて、港区社会福祉協議会や地域で活動する団体等との連携による各種啓発の充実や参加の促進に取り組んでいます。
- 誰もが安全で安心して快適に過ごせるよう、バリアフリーマップの充実等、福祉のまちづくりに取り組んでいます。
- 多様化・複雑化する地域課題に対応するため、地域包括ケアの推進とともに、地域の担い手の養成等、各種団体との更なる連携が必要です。

▶ 港区バリアフリーマップトップページ



主な取組

① 地域福祉を推進する体制の整備

地域の課題解決のため、重要な役割を担う港区社会福祉協議会への支援と連携を進めるとともに、地域を支える福祉活動を推進する団体等との協働を進めていく必要があります。また、事業の企画段階から区民の参画を得るなど、区民や地域の事業者等との協働体制を強化し、地域福祉を推進していきます。

② 地域における福祉活動の支援

地域福祉を支える各種団体等との連携の強化や、団体等の活動を支えるための支援を積極的に推進します。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しながら、地域で活動する区民等を支援するとともに、活動の紹介などの普及・啓発に取り組みます。また、区民の衛生保持・健康増進や区民相互の交流拠点として重要な役割を担う公衆浴場の活用・振興に取り組みます。

③ 福祉のまちづくりの推進

年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが安全で安心して快適に暮らすことができるよう、バリアフリー対策やユニバーサルデザインを推進し、人にやさしいまちづくりに取り組みます。また、誰もが地域から孤立することなく、互いを認め合い共生する地域の実現に向けて、「心のバリアフリー」や「情報のバリアフリー」を推進し、ハードとソフトの両面から福祉のまちづくりへの取組を強化します。

関連計画

- 港区地域保健福祉計画、港区高齢者保健福祉計画、港区障害者計画、港区バリアフリー基本構想

成年後見制度の理解と利用の促進

目標・期待する成果

全ての区民が生涯をとおして、地域の中で安心して、自分らしく暮らせるよう、成年後見制度の利用が必要な人への支援や地域社会全般への制度の理解を進めるため、利用者の意思決定支援や身上保護を重視した支援を行えるよう制度の運営を図ります。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
成年後見制度の周知啓発活動への参加者数	200人/年	200人/年	200人/年
成年後見制度に関する地域連携ネットワーク連絡会の参加団体数	10団体/年	12団体/年	12団体/年

現状と課題

必要な人が必要な時に制度を利用できるよう相談機能及び周知啓発の充実

- 高齢者人口の増加によって、判断能力の不十分な人の権利擁護等を目的とする成年後見制度の需要が高まります。
- 「港区成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、必要な情報を必要な人に届けられ、制度の利用につながるよう、港区社会福祉協議会や関係団体等との連携した周知啓発等を充実させる必要があります。
- 身上保護を重視した運用の促進に向けて、多職種と連携した支援の推進や相談体制の充実、担い手の確保等を図る必要があります。

▶ サポートみなと講演会



▶ 地域連携ネットワーク連絡会



▶ 成年後見利用支援センターパンフレット



主な取組

① 利用者がメリットを実感できる制度の運用

成年後見人等は、認知症の高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取り、その生活を守り権利を擁護していき、意思決定支援や身上保護の側面を重視する必要があります。福祉サービス等に関する情報共有や関係機関等との連携強化により、迅速な相談対応やサービスの提供に努めます。

② 権利擁護支援の地域連携の推進

権利擁護支援が必要な人に、適切に福祉サービス等につなげていくため、関係団体や関係機関等のネットワークを構築し、区が主体的に連携した取組を推進します。また、担い手となる専門職だけでなく、社会貢献型後見人や法人後見などの後見活動の情報共有を進め、連携した仕組みづくりを進めます。

③ 制度の理解と適正な運用の促進

制度を必要とする人の増加が見込まれることから、より一層の制度の理解と利用の促進を図る必要があるため、関係団体や関係機関等と連携した周知啓発とともに、制度の理解促進と適正な運用に向けて、地域連携ネットワークを活用した団体間の連携を推進し、制度の理解を促します。

関連計画

- 港区地域保健福祉計画、港区成年後見制度利用促進基本計画

社会貢献型後見人

親族や専門家ではなく、第三者の区民が、一定の知識・態度を身に付け、社会貢献のために後見人を担う仕組み。

法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が、個人が就任した場合と同様に、成年後見人等の役割を担う仕組み。

低所得者の生活の支援及び自立施策の充実

目標・期待する成果

今後の経済雇用状況の悪化が見込まれる中、低所得や家庭環境等に問題を抱える世帯への支援を行い、区民が健康で文化的な生活を送れることをめざします。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
人口千人当たりの生活保護受給者の割合	7.6人/千人	7.9人/千人	8.0人/千人

現状と課題

生活困窮者、家庭環境等に様々な問題を抱える家庭への支援の必要性

- 生活に困窮した区民を守る最後のセーフティネットとして適正な生活保護の実施とともに、生活困窮者や生活保護受給者一人ひとりの能力に応じた自立支援を充実していく必要があります。
- 生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援の取組の強化が引き続き求められています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、失業や収入の減少により、住居を失うおそれのある人に住居確保給付金の支給により支援しています。
- ひきこもり状態にある生活困窮者世帯など、これまで社会的に表面化してこなかった生活困窮問題が増加しています。それぞれの困窮状況に応じた自立支援の取組の強化が求められています。

▶ 港区生活・就労支援センターチラシ



主な取組

① 低所得者の生活の支援

生活保護受給者の抱える多様な課題に対応できるよう自立支援事業を充実し、一人ひとりの能力に応じた自立（経済的自立、日常生活自立、社会生活自立）を支援します。

② 生活困窮者自立支援施策の促進

港区生活・就労支援センターにおいて生活困窮者の相談を実施し、一人ひとりの状況にあった支援計画を作成します。また、就労支援や家計相談、子どもの学習相談など必要なサービスを提供し、生活困窮者の自立を支援します。

関連計画

○ 港区地域保健福祉計画

▶ 学習支援事業の様子



政策のめざす方向性

高齢者が地域の中で心豊かにいきがいを持って元気に活躍できる活動の場を確保し、社会参加を促進します。介護予防を積極的に推進するため、住民主体の通いの場への支援充実や、より効果的な事業を推進する体制を構築します。認知症に対する理解を促進させるとともに、認知症の人や家族が相談できる体制を充実します。高齢者が要介護状態になった場合の在宅生活を支える様々なサービスを充実させるとともに、介護保険施設等の整備・充実を進めます。高齢者に対する見守りや相談事業などのセーフティネットワークの構築を推進し、高齢者を地域で支え合う社会をめざします。

成果指標

成果指標名	現状値	中間目標値		計画目標値
	令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策 19 「高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する」について満足している区民の割合	27.5%※	27.7%	27.9%	28.0%

※現状値：令和元年度区民意識調査における該当政策の満足度について、「満足」(5.2%)、「まあ満足」(22.3%)、「どちらともいえない」(52.6%)、「あまり満足ではない」(11.1%)、「満足ではない」(3.6%)、「不明」(5.2%)のうち、「満足」と「まあ満足」の合計値

SDGsのゴールとの関係



港区の現状

介護予防の認知度と事業への参加状況

要介護認定者を除く高齢者では、介護予防について「名称は知っているが、内容はよく知らない」が52.4%、「まったく知らない」が30.9% となっています。また、事業に「参加したことはない」が68.2%、「参加したことがある」が30.0% となっています。健康寿命の延伸につなげるよう、介護予防の普及・啓発を図るとともに、事業への参加を積極的に促していく必要があります。

現在の生活で困っていること

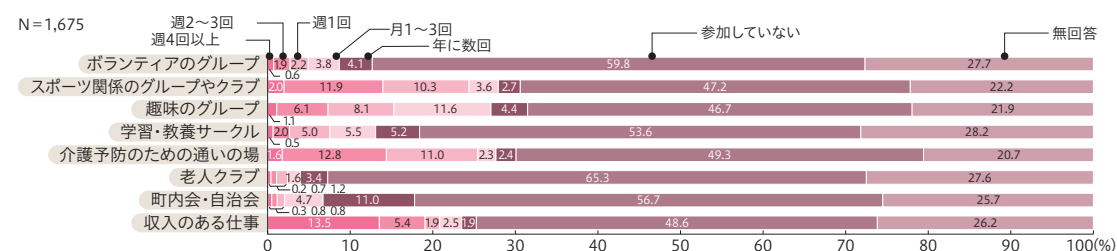
現在の日常生活で困っていることについてたずねたところ、高齢者では、「掃除や洗濯」(12.1%)が最も高く、次に「バスや電車、車を使って外出すること」(10.4%)となっています。掃除や洗濯、外出などの

日常生活に欠かせないことに困っている割合が高く、多様な支援が求められます。

地域活動・社会参加の状況

要介護認定者を除く高齢者で、地域活動・社会参加を月に1～3回以上している人をみると、参加率が最も高いのは、「スポーツ関係のグループやクラブ」(27.8%)で、「介護予防のための通いの場」(27.7%)、「趣味のグループ」(26.9%)などが続いています。一方、参加率が低いものは「老人クラブ」(3.7%)、「町内会・自治会」(6.6%)、「ボランティアのグループ」(8.5%)などとなっています。スポーツや介護予防の運動に参加している高齢者が多い反面、老人クラブやボランティアグループの育成を進めていく必要があります。

▶ 地域活動・社会参加の状況



出典：「港区保健福祉基礎調査」(令和2(2020)年3月)

政策体系

政策 19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する

施策 1

心豊かで健康な生活への支援

主な取組

- ① いきいきプラザ等の充実 計画事業 重点課題 4
- ② 健康で自立した生活を維持するための支援
- ③ 介護予防の効果的な推進

施策 2

認知症と共生する地域づくり

主な取組

- ① 認知症の理解と予防の充実
- ② 本人と家族への相談体制等の充実
- ③ 適切なサービスの利用の促進
- ④ 認知症を支える体制の構築

施策 3

日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実

主な取組

- ① 高齢者福祉サービスの充実
- ② 特別養護老人ホームの整備 計画事業 重点課題 5
- ③ 小規模多機能型居宅介護施設の整備 計画事業 重点課題 5
- ④ 認知症高齢者グループホームの整備 計画事業 重点課題 5
- ⑤ 介護にあたる家族への支援

施策 4

誰もが安心して暮らせる地域づくり

主な取組

- ① 安全・安心を支え合う地域づくりの推進
- ② 高齢者の権利の擁護
- ③ 災害時等の安全の確保
- ④ 生活支援体制の整備の推進

心豊かで健康な生活への支援

目標・期待する成果

高齢者が自らも担い手となっていきいきと活躍できる活動の場の充実・支援に取り組むことで、地域における社会参加を促進します。高齢者が健康で自立した生活が続けられるよう、身近な場所で多様なニーズを踏まえた介護予防の取組を推進します。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
いきいきプラザの利用者数	518,000人/年※	1,055,000人/年	1,129,000人/年
介護予防に資する地域の活動団体数	26団体	31団体	37団体

※新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数の減少を見込んでいます。

現状と課題

地域で元気に活躍するための支援と介護予防の推進に向けて

- 人生100年時代を見据え健康寿命の延伸を図るためには、高齢者が地域において自ら担い手として活躍できる活動の機会や場の提供を積極的に行う必要があります。
- 高齢者が要介護状態になることなく地域でいきいきと暮らし続けるためには、生活習慣病や疾病の予防とともに、加齢とともに現れる生活の不具合(老年症候群)を予防するための介護予防の取組を推進することが重要です。

▶ 介護予防(肩のストレッチ)



主な取組

① いきいきプラザ等の充実

計画事業

重点課題 4

P.354

地域の高齢者が気軽に訪れることのできる「いきがづくり、学びの場」「介護予防、健康づくりの場」「ふれあい、コミュニティ活動の場」として、いきいきプラザ等の一層の充実を図ります。世代間交流が図れる事業や、多様な生活様式に対応できるよう情報端末の操作講習会など様々な事業を実施するとともに、高齢者による自主的な地域活動の支援と、多様な活動主体との協働による地域の活性化を促進します。

② 健康で自立した生活を維持するための支援

多様化する生活様式に対応し、高齢者が自らの生活に合わせ介護予防に取り組めるよう、様々な事業を展開します。また、高齢者が地域で健康でいきいきと自立した生活を続けるため、介護予防の取組に加え、生活習慣病や慢性疾患など医療面からも、要介護状態にならないようフレイル予防を推進します。

③ 介護予防の効果的な推進

介護予防総合センター（ラクっちゃん）の専門職による運動指導や健康講座の開催など、地域における高齢者の通いの場に対して継続的に活動を支援します。また、介護予防事業参加者の測定値などにより事業の効果を評価・分析することで、一人ひとりにあったきめ細かな指導や事業の提供を行うとともに、事業の効果を積極的に区民に周知します。

関連計画

- 港区地域保健福祉計画、港区高齢者保健福祉計画、第8期港区介護保険事業計画

フレイル

年齢を重ねることによる認知機能や心身機能、筋力の低下、また、高血圧や糖尿病、骨粗鬆症などの生活習慣や加齢に伴う疾患等により、健康な状態と要介護状態の間にある「虚弱状態」のこと。

認知症と共生する地域づくり

目標・期待する成果

認知症予防の普及・啓発の推進により、区民の認知症への理解を深めます。認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域で支えあう体制づくりを推進します。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
認知症サポーター養成者数	22,000人	28,000人	34,000人
認知症サポート店認定数	—	140件	200件

現状と課題

認知症への理解促進と、認知症の人が暮らしやすい地域づくりをめざして

- 高齢者の増加に伴い認知症が疑われる人の増加が見込まれており、認知症への理解や予防がますます重要になっています。
- 認知症の人が安心して暮らし続けるためには、認知症サポーターやボランティアの協力も必要です。
- 認知症を早期発見し、医療や支援につなげるとともに、区民、事業者及び行政が連携して、認知症の人や家族への支援体制の充実に取り組む必要があります。
- 認知症は、高齢者だけではなく若い人でも発症することがあります。若年性認知症の相談窓口を分かりやすく区民に周知することが必要です。

▶ オレンジカフェ



主な取組

① 認知症の理解と予防の充実

認知症に関するパンフレット等を活用し認知症への理解を深め、予防に関する講座等を開催します。また、認知症サポーターやボランティアを養成するとともに、区内事業者の協力も得て、認知症の人にやさしい地域づくりに取り組みます。

② 本人と家族への相談体制等の充実

総合支所、保健所、高齢者相談センター（地域包括支援センター）等が連携し、認知症高齢者や若年性認知症の人への相談対応の充実を図ります。また、オレンジカフェ（認知症カフェ）を実施し、相談や情報提供等の支援を行います。

③ 適切なサービスの利用の促進

認知症の早期発見を推進し、認知症の人を適切な医療やサービスの利用へつなげるための相談対応力の向上や認知症に関する案内冊子の発行により、認知症の人に向けたサービスを積極的に周知し、利用を促進します。

④ 認知症を支える体制の構築

警察、消防、医療機関、介護事業者及び地域で活動するボランティア等と連携し、認知症の人への支援体制の充実に取り組みます。さらに、認知症の人や家族が安心して店舗や事業所のサービスを利用できるよう、認知症の人に適した対応ができる店舗等を「認知症サポート店」として認定し、分かりやすく表示します。また、東京都が設置する認知症疾患医療センター等との連携により、認知症の人への早期対応を推進します。

関連計画

- 港区地域保健福祉計画、港区高齢者保健福祉計画、第8期港区介護保険事業計画

日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実

目標・期待する成果

多様化する高齢者のニーズに合わせた在宅生活を支えるため、介護サービスや高齢者福祉サービスを充実します。また、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、多様な住まいの確保を推進します。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
在宅支援サービス(介護保険サービスを除く)の利用者数	27,900人/年	29,975人/年	32,775人/年

現状と課題

住み慣れた地域で安心して住み続けられるために

- 高齢者人口の増加や多様化する高齢者のニーズにきめ細かく対応しながら、高齢者の在宅生活を支えるサービスを充実させることが重要です。
- 要介護認定者が増加する中、地域の高齢者介護を支える介護人材の確保と介護事業所への支援が重要です。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、高齢者人口の増加や要介護認定者の伸びを見極めながら、多様な住まいを確保していくことが重要です。

▶ 特別養護老人ホーム



主な取組

① 高齢者福祉サービスの充実

社会情勢の変化や新しい生活様式、多様化する高齢者のニーズに対応した高齢者サービスの提供や積極的なサービスの情報発信を推進するとともに、安心して住み続けられる多様な住まいの確保や住まいに困窮する高齢者世帯への支援を行います。

② 特別養護老人ホームの整備

計画事業

重点課題 5

P.354

75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、要介護認定者の増加が見込まれます。介護が必要になった後も、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、民設民営により特別養護老人ホームを整備します。

③ 小規模多機能型居宅介護施設の整備

計画事業

重点課題 5

P.355

高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、在宅で生活するための支援が必要です。高齢者の状態や希望に応じて「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせた介護サービスを提供するため、民設民営により小規模多機能型居宅介護施設を整備します。

④ 認知症高齢者グループホームの整備

計画事業

重点課題 5

P.355

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれます。認知症高齢者が家庭的な環境のもと、日常的な援助を受けながら、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、民設民営により認知症高齢者グループホームを整備します。

⑤ 介護にあたる家族への支援

介護が必要な高齢者が地域で自分らしく生活するためには、介護者への支援が重要となります。介護者に休養が必要な場合や緊急に要介護者の保護が必要となった場合、サービス提供を行うことで介護する家族を支えるとともに、要介護者の在宅生活を支えます。

関連計画

- 港区地域保健福祉計画、港区高齢者保健福祉計画、第8期港区介護保険事業計画

目標・期待する成果

高齢者の地域での見守りや災害時等の安全確保などにおいて、地域の様々な関係機関や活動主体が連携し、支えあう環境整備を進めます。高齢者を支えるための担い手の育成や地域資源の開発、活動主体や民間事業者等との連携・協力により、生活支援サービスの体制整備を推進します。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
ふれあい相談員による訪問及び電話相談の対応世帯数	5,097件/年	5,171件/年	5,456件/年
生活支援コーディネーターが情報収集した地域活動団体等の数	— (令和2年度にシステム導入)	466団体/年	498団体/年

現状と課題

高齢者が安心して暮らせるまちづくりに向けて

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、高齢者の見守りや災害時等の安全確保、高齢者の権利擁護の推進などに向け、地域の多様な主体が支えあう仕組みづくりが必要です。
- 生活支援コーディネーターが中心となり、高齢者の生活を支える関係機関や活動主体が必要な情報を共有し、活用できる仕組みを構築するとともに、高齢者自身が地域を支える担い手として活躍できるよう取組を進めることが必要です。

▶ 地域情報マップ



主な取組

① 安全・安心を支え合う地域づくりの推進

高齢者相談センター（地域包括支援センター）やふれあい相談員、民生委員・児童委員、高齢者の見守りに関する協定先事業者、町会・自治会、地域のサロンなど様々な関係機関や活動主体が連携し、高齢者の孤立化を防ぎ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域で高齢者を支え、見守る取組を推進します。

② 高齢者の権利の擁護

認知症高齢者を含め、全ての高齢者の権利や財産を守りつつ、契約行為等の法律上の手続を支援する仕組みである成年後見制度の理解を深め、利用を促進します。また、高齢者の尊厳や権利を守るために、虐待を早期発見し、適切に対応するとともに、悪徳商法や詐欺等の消費者被害の防止に努めます。

③ 災害時等の安全の確保

災害発生時に自力で避難することが困難な高齢者の個別支援計画の作成について啓発を図ります。また、風水害に備えて自ら作成できる「避難行動計画（マイ・タイムライン）」の周知、活用に向けた講座の開催や、高齢者相談センター（地域包括支援センター）等と連携した避難訓練の実施など、災害時の高齢者の支援体制を強化するとともに、高齢者施設の感染症対策を充実します。

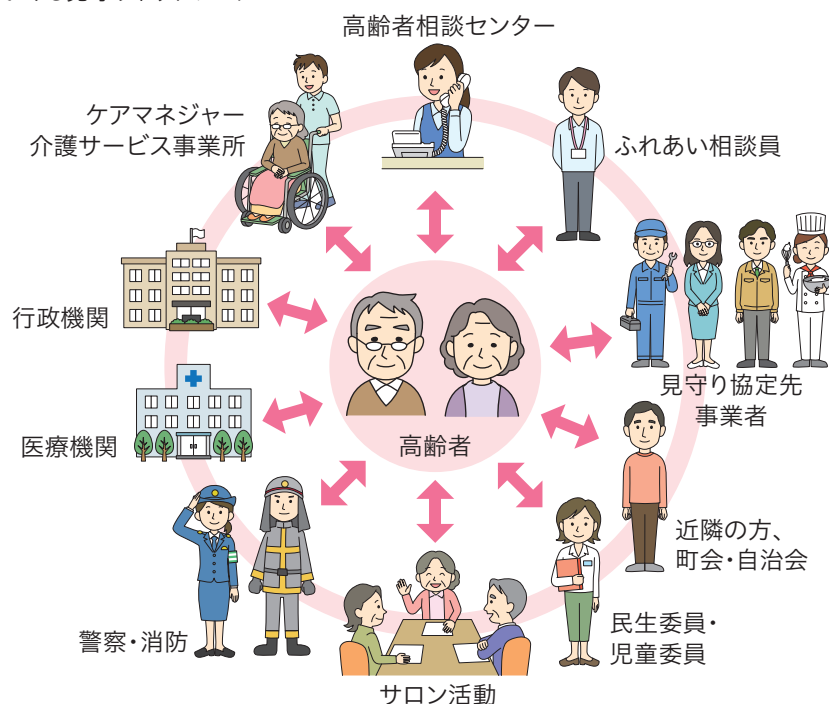
④ 生活支援体制の整備の推進

様々な支援を必要とする高齢者が増加することが見込まれる中、生活支援コーディネーターが中心となり、地域のボランティア、NPO、民間事業者、地域活動団体等、多様な主体と連携・協働を推進し、高齢者を取り巻く地域の課題の把握・解決に資する地域活動の拡充に向けて取り組みます。

関連計画

○ 港区地域保健福祉計画、港区高齢者保健福祉計画、第8期港区介護保険事業計画

▶ 地域における見守りネットワーク



政策のめざす方向性

障害の有無にかかわらず、心豊かに暮らすことのできる地域をめざすため、心のバリアフリーを普及させます。意思疎通支援をととして、障害者の意思決定を支援し、自立と社会参加を促進します。医療的ケア児・者をはじめ、多様な障害特性に応じた支援を充実させます。

成果指標

成果指標名	現状値	中間目標値		計画目標値
	令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策 20 「障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する」について満足している区民の割合	19.6%※	22.2%	25.2%	26.3%

※現状値：令和元年度区民意識調査における該当政策の満足度について、「満足」(3.3%)、「まあ満足」(16.3%)、「どちらともいえない」(61.4%)、「あまり満足ではない」(10.5%)、「満足ではない」(3.0%)、「不明」(5.4%)のうち、「満足」と「まあ満足」の合計値

SDGsのゴールとの関係

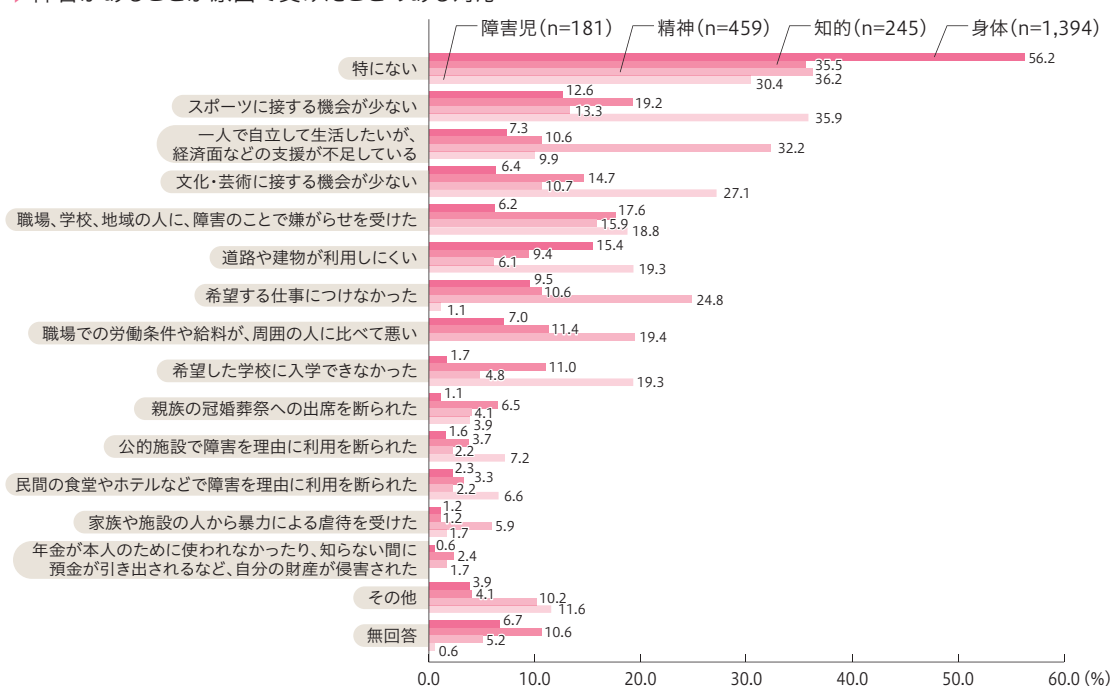


港区の現状

障害者の多様な意思疎通支援について

港区保健福祉基礎調査では、障害種別ごとにどのようなシーンで困りごとを感じているのか調査しました。意思疎通支援をととして、障害者の自己決定を支援し、自立と社会参加を促進します。

▶ 障害があることが原因で受けたことのある対応



出典：「港区保健福祉基礎調査」(令和2(2020)年3月)

政策体系

政策 20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する

施策 1

障害者が安心して暮らせる環境の整備

主な取組

- ① 心のバリアフリーの普及
- ② 権利擁護の取組の推進
- ③ 障害者の多様な意思疎通支援
- ④ 障害者が暮らしやすい生活環境の充実
- ⑤ あらゆる危機から障害者を守る支援の充実

施策 2

障害者の生活を支えるサービスの充実

主な取組

- ① 日常生活を支えるサポート体制の充実
- ② 地域生活への移行の促進のための障害者グループホームの設置・整備支援
- ③ 医療的ケア児・者をはじめとした障害特性に応じた支援の充実
- ④ サービスの質の確保・向上

計画事業 重点課題 5

施策 3

特別な配慮の必要な子どもへの支援

主な取組

- ① 早期からの相談支援の充実
- ② 特別な配慮の必要な子どもに対する生活の支援

施策 4

障害特性に応じて就労できる仕組みづくり

主な取組

- ① 一般就労への移行と就労定着支援の強化
- ② 支援機関の連携による就労支援の充実

障害者が安心して暮らせる環境の整備

目標・期待する成果

障害の有無にかかわらず、誰もが地域で安全・安心に暮らせる地域共生社会の実現をめざし、障害者が地域で自立した生活ができる環境を整備します。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
心のバリアフリーの普及、障害者差別解消法の理解度の向上	40%	60%	80%
あらゆる危機を想定した支援者・支援事業所の登録数	—	60件	100件

現状と課題

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をめざして

- 平成28(2016)年4月に施行された「障害者差別解消法」に基づき、障害者差別禁止、合理的配慮の提供についての周知啓発等を通じて、障害に対する理解を促進する必要があります。
- 令和元(2019)年12月に施行された「手話言語及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進条例」に基づき、障害の特性に応じた多様な意思疎通支援が求められています。
- 障害者虐待の防止及び早期発見を図るため、港区障害者虐待防止センターを中心に障害者虐待及び権利侵害の防止に関する研修や講演会を開催します。
- 新型コロナウイルス感染症など新たな危機から障害者を守るため、在宅障害児・者への支援策の強化や避難所の備蓄物資の充実が必要です。

▶障害者週間記念事業の風景



▶手話の啓発冊子「手話を知ろう!」



▶差別解消法啓発マンガ「みなとも」



主な取組

① 心のバリアフリーの普及

障害者の差別の解消に向け広く区民に情報発信するとともに、障害者に対する理解を深める場として、ヒューマンパラダイスまつりや障害者週間記念事業を開催します。また、障害児・者アート展の開催、パラスポーツの紹介など、障害者に対する心のバリアフリーを推進します。

② 権利擁護の取組の推進

港区社会福祉協議会が運営する成年後見利用支援センター（サポートみなと）の利用を促進するとともに、港区成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援が必要な人には、個々の状況に応じた支援体制のもと障害者の権利を擁護します。また、障害者虐待防止センターにおいて、虐待防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、障害者虐待防止・養護者支援事業について周知・啓発し、養護者支援の取組を推進します。

③ 障害者の多様な意思疎通支援

視覚・聴覚障害者等の障害特性に応じた多様な意思疎通手段の利用を促進し、情報面のバリアフリー推進のため、インターネット等ICTを活用した情報バリアフリーを推進します。手話が言語であることの理解促進に向けた啓発を行うとともに、全ての区民が手話であいさつ程度ができるようになる取組を実施します。

④ 障害者が暮らしやすい生活環境の充実

住宅改造費の助成等を通じて住まいのバリアフリーを支援するとともに、「港区バリアフリー基本構想」に基づき、ユニバーサルデザインの考え方を基本としたまちづくりを推進します。また、だれでもトイレのマナーの掲出など公共施設等における心のバリアフリーの普及・啓発を図ります。

⑤ あらゆる危機から障害者を守る支援の充実

首都直下地震やゲリラ豪雨による水害、新型コロナウイルス感染症など、あらゆる危機から障害者を守るため、平常時から重度障害者への訪問相談等の充実や新しい生活様式を踏まえた災害時の支援体制について支援者や支援事業者が相互に協力できるよう登録制度など検討を進めます。また、災害時の意思疎通支援の強化や福祉避難所での防災備蓄物資の整備についても見直しを進め、充実させます。

関連計画

- 港区地域保健福祉計画、港区障害者計画、第6期港区障害福祉計画・第2期港区障害児福祉計画、港区バリアフリー基本構想

障害者の生活を支えるサービスの充実

目標・期待する成果

地域への移行を支援するため施設整備や誘致を行うとともに、在宅生活の継続を希望する障害者に対し、包括的な支援体制を整備します。特に、増加傾向にある医療的ケアを必要とする障害児・者に対しては、関係機関と連携し、一人ひとりのライフステージに応じた切れ目のない支援を充実します。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
障害者グループホームの設置・整備数	13施設※ (定員84人)	16施設 (定員100人)	16施設 (定員100人)
第三者評価受審事業所数	10事業所	25事業所	30事業所

※令和3(2021)年4月竣工(1施設 定員10人)含む

現状と課題

住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることのできる社会の実現に向けて

- 障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、ケアマネジメント体制の整備や、地域生活への移行、日中活動の場の確保、グループホームの整備支援など、障害者が自ら望む生活のあり方を選択できるよう、地域生活支援拠点の充実が必要です。
- 親なき後や入所施設整備後の地域移行を促進するため、重度障害者や知的障害者を対象にしたグループホームの整備が必要です。

▶ 障害者支援ホーム南麻布の外観



主な取組

① 日常生活を支えるサポート体制の充実

相談支援等により具体化した地域の実態や課題等の情報を集約して、地域包括ケアを推進する体制の構築を踏まえ、総合的なサービス提供体制を充実・強化します。地域生活支援拠点における必要な機能等の強化・充実を図り、「親なき後」や地域移行など障害者の地域生活を支援します。特別支援学校等の卒業生の生活介護等の日中活動の場を確保します。

② 地域生活への移行の促進のための障害者グループホームの設置・整備支援

計画事業 重点課題 ⑤ P.356

施設入所等から地域生活への移行を行うための地域移行支援を推進します。これまでの整備を進めているグループホーム（芝浦四丁目、南青山二丁目）を計画どおり進めるとともに、親なき後を見据えた新たな形態のグループホームの整備についても検討します。

③ 医療的ケア児・者をはじめとした障害特性に応じた支援の充実

増加傾向にある医療的ケアが必要な障害児・者に対し、住み慣れた場所で生活し続けるための日中活動、放課後活動や短期入所のサービスを充実します。また、発達障害、高次脳機能障害、難病患者などの障害特性に応じたきめ細かな相談支援やサービス提供を充実します。

④ サービスの質の確保・向上

区内の障害福祉サービス事業所等に対し、東京都福祉サービス評価推進機構の第三者による適正な評価の受審を促し、サービスの質の向上を図ります。

関連計画

- 港区地域保健福祉計画、港区障害者計画、第6期港区障害福祉計画・第2期港区障害児福祉計画

地域生活支援拠点

障害児・者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受入れ、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児・者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制をいいます。国の基本指針において、令和2（2020）年度末までに各市区町村に整備することとしています。

特別な配慮の必要な子どもへの支援

目標・期待する成果

児童発達支援センターが地域療育の中核となり、幼稚園、保育園、学校、保健所、子ども家庭支援センター等と連携し、特別な配慮の必要な子どもについて早期からの相談支援を行うとともに、子どもの障害特性に応じて適切に支援します。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

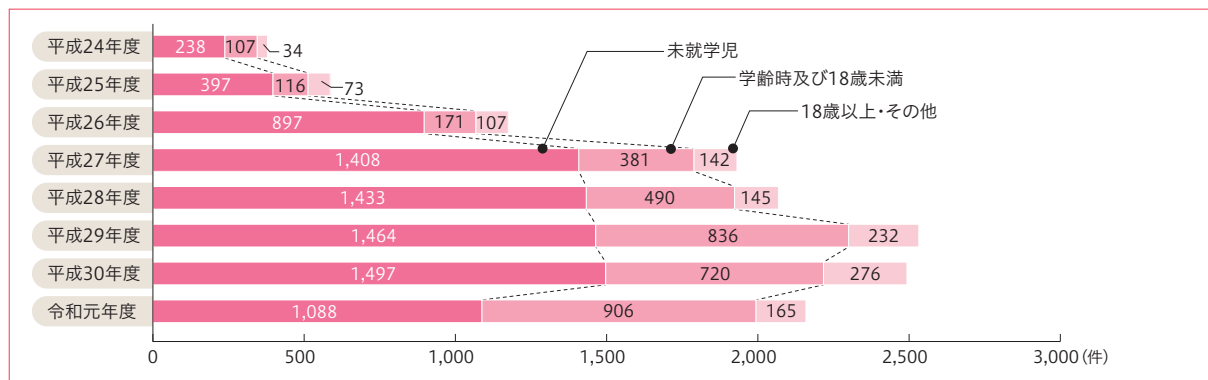
成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
児童発達支援センターの相談件数	2,000件	2,500件	3,000件
障害児通所支援利用者数	400人/年	500人/年	500人/年

現状と課題

特別な配慮の必要な子どもへの早期からの支援の充実

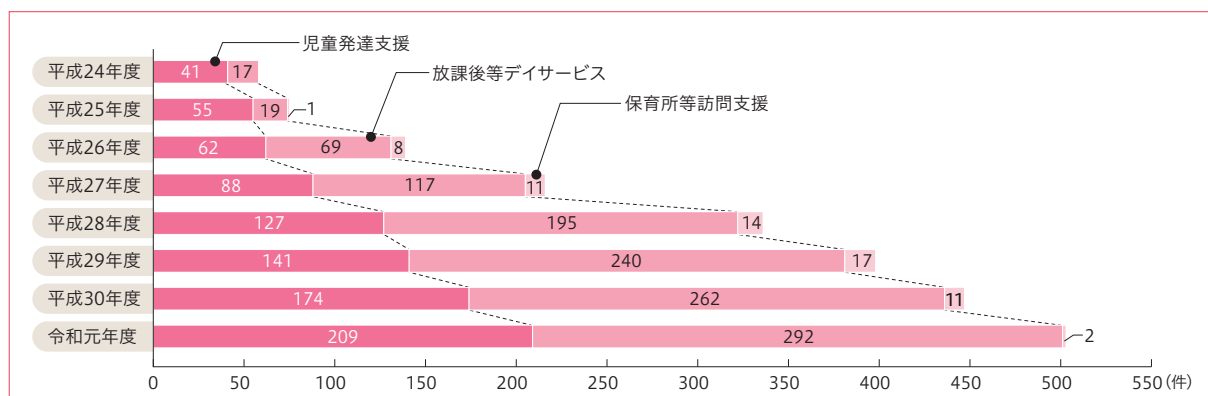
- 障害児通所支援の利用者数の増加に伴い、障害児に関する様々な相談も増加する見通しです。
- 早期の相談支援の充実とともに、特別な配慮の必要な子どもに対する生活支援が必要です。
- 児童発達支援センターを地域の中核施設とし、保健所、保育園、幼稚園、学校、子ども家庭支援センターなど関係機関との連携を図る必要があります。

▶ 発達支援センター相談件数



出典:港区の保健福祉(事業概要)

▶ 障害児通所支援利用者数



出典:港区の保健福祉(事業概要)

主な取組

① 早期からの相談支援の充実

子どもと家族が地域の中で安心して生活できるよう、関係機関との連携の中核となる児童発達支援センターを拠点に、発達に支援が必要な子どもを対象とする療育の総合相談窓口として、適切な療育機関につなぐ役割を担うとともに、早期からの相談及び支援体制の充実を図ります。

② 特別な配慮の必要な子どもに対する生活の支援

児童発達支援センターの療育を受けながら保育園に通う併用通所や、障害保健福祉センターでの医療的ケア児・重症心身障害児の放課後等デイサービスの充実を図り、適切な療育を実施します。また、児童館等においても、障害の有無にかかわらず、快適に過ごせる体制を整備します。

関連計画

○ 港区地域保健福祉計画、港区障害者計画、第6期港区障害福祉計画・第2期港区障害児福祉計画

▶ 児童発達支援センターでのペインティング遊びの様子



▶ 児童発達支援センターでの水遊びの様子



施策
4

障害特性に応じて就労できる仕組みづくり

目標・期待する成果

就労を通じて自立した生活を送るために、一般就労への移行や就労後も安心して働き続けられるよう就労定着を支援する環境を整備します。就労支援ネットワークを活用することにより、多様な働き方を創出し、障害者が自分の意思で選択できる就労の機会を充実します。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
福祉施設から一般就労へ移行した人数	25人/年	30人/年	35人/年
就労継続支援受給者数	228人/年	249人/年	272人/年

現状と課題

障害者が持つ個々の能力を生かした就労の実現

- 障害者が就労を通じて自立した生活を送るため、多様な受入れ先を確保し、障害特性に応じた就労を支援するとともに、就労後も安心して働き続けられる環境整備が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響も考慮しながら、ICTなどを活用した新たな就労の形を模索し、今までになく多様な働き方を創出することにより、障害者が自分の意思で選択できる就労の機会の充実が必要です。

▶ 区役所1階福祉売店「はなみずき」



主な取組

① 一般就労への移行と就労定着支援の強化

地域の就労支援の中核である就労支援センターを中心に、民間事業所とも連携した就労支援ネットワークを活用し、障害者の就労先を積極的に開拓するとともに、障害者の就労に必要な能力を伸ばすことで、福祉施設から一般就労への移行が一層進むよう環境整備に取り組みます。さらに、障害者が就労した後も、地域で安心して働きつづけられるよう、就労支援センターと民間の就労定着支援事業所が連携し、就労面と生活面を一体的に支援することで、就労の定着を強化します。

② 支援機関の連携による就労支援の充実

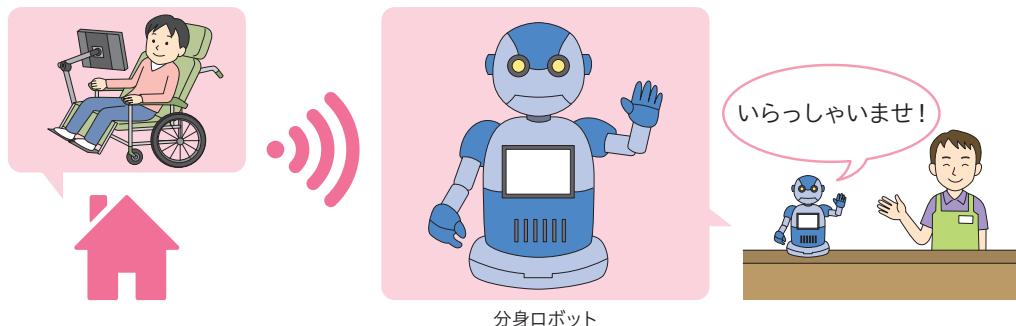
就労支援センターや地域の支援機関が連携し、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮しながら、ICTやロボットなどを活用した新たな就労の形を模索し、今までにない多様な働き方を創出することにより、重度や高齢の障害者、長い時間は働けない障害者などが、自分の意思で選択できる就労の機会の充実を図ります。さらに、全庁を挙げて取り組んでいる障害者就労施設等からの物品等の調達や区内の就労支援事業所の連携による共同受注を推進し、障害者の多様な働き方を拡大するとともに、賃金や工賃の向上に取り組みます。

関連計画

○ 港区地域保健福祉計画、港区障害者計画、第6期港区障害福祉計画・第2期港区障害児福祉計画

▶ 新たな障害者就労機会の創出

分身ロボットを活用した新たな働き方の推進



超短時間就労の推進



政策のめざす方向性

区民の安全を守り健康危機管理を推進するために、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症の感染拡大に備え、感染症対策を強化・推進します。区民の誰もが安心して生活ができる地域保健、地域医療体制を推進します。乳幼児から高齢者まであらゆる世代の区民がいきいきとした生活を送るための身体とこころの健康づくりを推進します。予防から早期発見、罹患した場合の緩和ケアまで総合的ながん対策を強化します。食の安全、住まいの衛生など区民の誰もが快適で安心できる生活環境を確保します。乳幼児とその保護者の健康を守るとともに、安心して生み育てられる環境を確保し、妊産婦のニーズに応じた支援を妊娠期から切れ目なく行える体制を確立します。

成果指標

成果指標名	現状値	中間目標値		計画目標値
	令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策 21 「区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する」について満足している区民の割合	36.9%※	39.8%	43.1%	44.2%

※現状値：令和元年度区民意識調査における該当政策の満足度について、「満足」(9.1%)、「まあ満足」(27.8%)、「どちらともいえない」(47.1%)、「あまり満足ではない」(8.0%)、「満足ではない」(2.3%)、「不明」(5.9%)のうち、「満足」と「まあ満足」の合計値。なお、当該数値は、前基本計画(平成30年度～令和2年度)の関連政策(「政策20 子どもの健康を守る体制をつくる」及び「政策24 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する」)の区民満足度を案分して設定しています。

SDGsのゴールとの関係



港区の現状

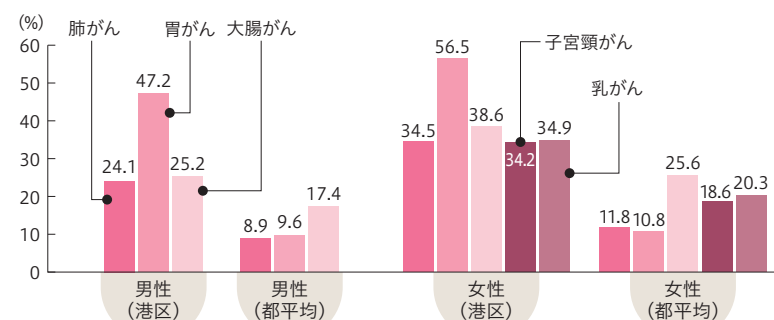
港区実施のがん検診受診率

港区実施のがん検診受診率は、男女とも東京都の平均と比べて総じて高くなっています。また、令和元(2019)年度に実施した港区がんに関する区民意識調査において、がん検診を受診している人の割合は、職域や個人による受診を含めれば、国の目標値である50%を満たしています。今後は、職域との連携により、更なる受診率の向上をめざします。

感染症対策の強化・推進

新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な感染症の予防及び拡大防止を図るため、一人ひとりの区民が平時から感染症に対する正しい知識を持つことが重要です。また、新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症発生時に、企業が多く、人の流動が多い都心区である特色を踏まえた対策が求められます。そのため、サーベイランス体制を強化し、まん延防止の対策を迅速に実施する必要があります。

▶ 港区実施のがん検診受診率(平成30(2018)年度)



出典：東京都福祉保健局データを基に作成

政策体系

政策 21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する

施策 1

感染症対策の強化・推進

主な取組

- ① 感染症対策の充実
- ② 新型コロナウイルス感染症等新たな感染症への対応
- ③ 予防接種の充実

施策 2

安心できる地域保健・地域医療体制の推進

主な取組

- ① 地域医療体制の充実
- ② 災害時における保健・医療体制の整備
- ③ 支え合いによる地域保健活動の強化

施策 3

子どもの健康を守る体制をつくる

主な取組

- ① 産後母子ケア事業の推進
- ② 母子保健サービスの推進と関係機関との連携強化
- ③ 乳幼児健康診査の推進

施策 4

健康づくりの積極的支援

主な取組

- ① 生活習慣病等の予防・改善
- ② 口と歯の健康づくりの充実
- ③ こころの健康づくりの推進
- ④ 自殺対策の推進
- ⑤ たばこ対策の推進

施策 5

がん対策の強化・推進

主な取組

- ① がんの早期発見の推進
- ② 地域で支えるがん対策の充実

施策 6

快適で安心できる生活環境の確保

主な取組

- ① 食品の安全の確保
- ② 医療・医薬品の安全の確保
- ③ 環境衛生対策の充実
- ④ 快適な生活環境の確保

感染症対策の強化・推進

目標・期待する成果

感染症対策の正しい知識の普及・啓発を強化し、一人ひとりの区民が平時から感染症の予防・拡大防止を図れるようにします。また、サーベイランス体制の強化により、感染症のまん延防止の対応を迅速に実施します。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
感染症対策動画の再生回数	4,500回/年	4,700回/年	5,000回/年
麻疹・風しん定期予防接種の接種率(第1期・第2期)	第1期91% 第2期83%	第1期95% 第2期95%	第1期95% 第2期95%

現状と課題

新たな感染症の発生等をはじめとする感染症対策の強化・推進

- 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症などの発生に備え、感染症対策を強化・推進します。
- 区内医療機関や港区医師会と連携し、相談から受診調整、PCR検査から入院までの支援等、切れ目のない一貫した体制を構築するとともに、人員配置を強化するなど業務執行体制を整備しています。
- 新型インフルエンザやエボラ出血熱など海外からの感染症の流入や結核、HIV感染症／エイズなどの感染症に対する予防やまん延防止対策を強化・推進する必要があります。
- 予防接種は、感染症対策として基本的かつ効果的な対策の一つであり、積極的に予防接種を推進していくことが重要です。

▶ みなと保健所検査センターにおいてPCR検査を実施する様子



主な取組

① 感染症対策の充実

一人ひとりの区民が平時から様々な感染症の予防、拡大防止を図れるよう、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として予防啓発動画を作成し、映像配信を活用した正しい知識の普及、啓発を行います。また、港区感染症対策協議会などを通じて、区内医療機関や宿泊施設などの関係機関、感染症の専門家との情報共有を行い、日頃からの感染対策の体制整備を行います。その他、医師会との連携により医療機関向けのeラーニング研修教材を作成して発信します。特に東京2020大会の開催に向け、来街者が増加し、感染症の流入が危惧されるため、国や東京都との連携を強化し、集団発生報告の頻度を上げるなどサーベイランス体制を強化し、まん延防止の対応を迅速に実施します。

② 新型コロナウイルス感染症等新たな感染症への対応

新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症発生時に、企業が多く、人の流動が多い都心区としての特色を踏まえた対策を推進するとともに、国や東京都と連携した健康危機管理対策を強化します。また、感染症が発生した場合には、区ホームページやTwitter等を活用して、正確な情報を提供します。区内医療機関との連携体制を強化し、必要な人が適切に検査や医療を受けられる体制を整備します。

③ 予防接種の充実

予防接種は、感染症の発生とまん延を防止するために必要な免疫を獲得する上で、最も基本的かつ効果的な対策の一つであることから、予防接種法に基づく定期予防接種の接種率の向上を推進します。定期予防接種及び区が実施する任意予防接種の費用助成（麻しん、風しん等）を着実に実施していくためにも、みなと母子手帳アプリ等各種媒体を活用した周知・啓発に努め、接種漏れや接種間隔の誤りを防ぎ、区民が安心して予防接種が受けられるよう環境を整備します。

関連計画

○ 港区地域保健福祉計画

▶ 保護者向け冊子



安心できる地域保健・地域医療体制の推進

目標・期待する成果

医療体制の整備や関係機関との連携強化により、予防、医療、リハビリテーション等の体制を整え、平時から災害時の安全・安心で健康な生活を守ります。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
災害医療合同訓練等参加者の満足度	75%	80%	85%
医療と介護の合同研修会参加者の満足度	75%	80%	85%

現状と課題

安心した生活をするため、医療体制の整備や関係機関との連携を強化する

- 初期救急である休日診療、小児初期救急事業を充実させることで、真に必要な人が二次救急、三次救急の高度な医療を円滑に受けられるようにする必要があります。
- 国は「初期の治療は地域の医院・診療所」で行い、「高度・専門的治療を病院」で行うという医療機関相互の役割分担を推進しています。区民が身近な相談相手となるかかりつけ医を見つけやすいよう、積極的な情報発信が求められています。
- 首都直下地震に備え災害時のフェーズに応じた医療体制の確保、妊産婦等への支援体制の整備や医療依存度の高い区民への支援体制の整備が必要です。
- 関係機関との連携の下、予防・医療・リハビリテーション等の体制を整えます。
- 区民に対して運動や食事等様々な分野で健康づくり活動をしている団体を支援します。

▶ 災害医療合同訓練の様子



▶ 港区健康づくりサポーターの活動(骨盤底筋エクササイズ講座)



提供:健康クロスリンク研究会

主な取組

① 地域医療体制の充実

地域医療体制の充実を図るため、周産期医療・小児医療や休日・夜間診療の充実、かかりつけ医に関する普及啓発に取り組むとともに、区内医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携の強化を図ります。また、受診する区民の利便性向上のため、診療科目やオンライン診療など、地域の医療機関情報等の幅広い発信を推進します。

② 災害時における保健・医療体制の整備

首都直下地震等の災害に区民が迅速かつ適切な医療を受けることができるよう、区内病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携を強化し、災害のフェーズに応じた医療体制の確保や、要配慮者である妊産婦等や医療依存度が高い人への支援体制の整備を推進します。

③ 支え合いによる地域保健活動の強化

区民が住み慣れた地域で生涯にわたり健やかな生活が送れるよう、また自らの健康の保持増進を図れるよう、医療と介護の連携や各関係機関、区民等の連携を強化しお互いが支え合うことで、特に高齢者や難病患者の在宅での療養支援や区民の健康づくりを推進します。

関連計画

○ 港区地域保健福祉計画

▶ 区と区内12病院との災害時の緊急医療救護所に関する協定締結式



周産期医療

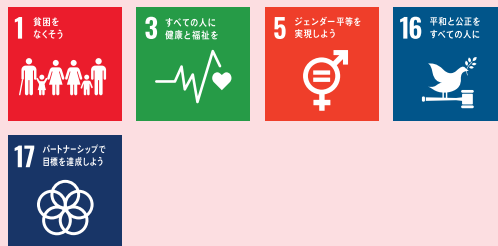
周産期とは、妊娠22週から出生後7日未満までの期間をいい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性が高くなる期間です。周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に周産期医療と表現されています。

子どもの健康を守る体制をつくる

目標・期待する成果

産後の母親は、慣れない育児や家族等の支援がなく休息が取れないことで、孤立感や育児不安を感じることがあります。育児支援を行うことで育児不安等を解消し、安心して育児に取り組むことができる環境を確保します。乳幼児健康診査の受診率の向上は、子どもの健康を守ることに繋がります。引き続き見込まれる乳幼児人口の増加に対応できるよう、適切な実施体制を整備し、受診率の向上を図ります。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
産後母子ケア宿泊型ショートステイ事業利用者数	300人/年	318人/年	336人/年
3歳児健康診査の受診率	83.1%	87.9%	92.9%

現状と課題

安心して生み育てられる環境の確保

- 育児不安や育児ストレスを抱える保護者や児童虐待が増加する中、妊娠期から切れ目のない支援体制の構築が望まれています。
- 安心して子どもを育てる環境の確保とともに、母子の状況に応じた適切な支援が提供できる体制が求められています。
- 健診の質を担保しつつ、感染症対策を講じた安全・安心な健診実施体制を含めた母子保健サービス提供体制の見直しが必要です。
- 乳幼児の疾病や障害の早期発見だけでなく、要支援家庭の早期発見や、保護者の育児不安の軽減・虐待予防に重点を置いた乳幼児健康診査の実施が求められています。また、健診未受診者に対する把握も必要です。

▶ 母親学級の様子



主な取組

① 産後母子ケア事業の推進

出産・子育てに関する不安が軽減し、妊娠期から切れ目なく支援できるよう、産後母子ケア事業として助産師による母子保健相談事業、みなとプレママ応援事業(妊婦全員面接)、産後デイケア(サロン)事業、アウトリーチ事業(妊婦訪問・ママの健康相談)、宿泊型ショートステイ事業、関係機関とのネットワーク会議を実施します。

② 母子保健サービスの推進と関係機関との連携強化

出産直後から自宅で安心して子どもを育てる環境を整備するため、新生児・妊産婦訪問指導(こんにちは赤ちゃん訪問)、各種相談事業、健康教育事業を実施します。また、子育てを通じて地域での友達づくりを促進する事業や保護者自身が抱える心の問題に対する専門相談やグループワークを充実します。関係機関との連携を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組みます。

③ 乳幼児健康診査の推進

子どもの疾病や障害の早期発見だけではなく、要支援家庭の早期発見、保護者の育児不安、育児ストレス等の軽減及び虐待予防に重点を置き、感染症対策を講じた乳幼児健康診査を実施します。子ども家庭支援センターと連携して健診未受診者に対する受診勧奨を強化するとともに、医療機関や保育園等関係機関とも連携し、健診受診率の向上を図ります。

関連計画

○ 港区地域保健福祉計画、港区子ども・子育て支援事業計画

▶ 助産師による講話・交流「Helloママサロン」の様子



健康づくりの積極的支援

目標・期待する成果

区民一人ひとりが継続的かつ主体的に健康づくりに取り組めるよう、関係機関が連携し、健康の正しい知識の普及・啓発や生活習慣病の早期発見・早期治療に向けた環境づくりの充実を推進します。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
生活習慣の改善意欲・取組率	78.0%	79.2%	80.4%
職場のメンタルヘルス講演会において理解できた受講者の割合	80%	85%	90%以上

現状と課題

区民がいきいきとした生活を送るための身体とこころの健康づくり

- 区民の死亡原因の約60%は、がんや心疾患、脳血管疾患等であり、生活習慣病等の予防・改善対策が急務です。
- 身体の健康に併せ、こころの健康づくりの推進も重要です。
- 関係機関と連携した自殺対策を行い、「みんなで支え合って、生きる道を選べる港区」をめざします。
- 禁煙や定期的な運動、バランスの取れた食事を摂るなど、全ての区民がいつまでもいきいきとした生活が送れるよう支援の充実を図る必要があります。
- 乳幼児、成人、高齢者が、それぞれのライフステージにおいて、健康で質の高い生活を送ることができるよう、口と歯の健康づくりを進める必要があります。

▶ 健康講座の様子



主な取組

① 生活習慣病等の予防・改善

生活習慣病の予防・改善や健康の保持増進に関する知識の普及と実践の促進を図ることにより、健康でいきいきと生活できるよう支援します。広報みなとや区ホームページで健診の周知を図るとともに、受診券を個別送付して受診勧奨しています。健診結果から適切な保健指導を行い、必要な方に訪問による健診を行っています。また、各種イベントで健康増進に関する啓発を行っており、今後は映像配信も活用してまいります。さらに、イベント等にはあらゆる世代の参加を促し、健康増進センター（ヘルシーナ）について、他の運動施設との連携を進め、区民の健康づくりへの更なる活用を図ります。

② 口と歯の健康づくりの充実

乳幼児期から高齢期まで、区民がそれぞれのライフステージにおいて健康で質の高い生活を送ることができるよう、お口の健診等を通じて、口と歯の健康づくりを総合的かつ計画的に推進します。お口の健診では、後期高齢者に介護予防のための新たな健診項目を設けます。また、80歳になっても20本以上の歯を保つ8020運動を継続して推進するとともに、みなと保健所の港区口腔保健センターにおいて、一般の歯科診療所で受診困難な障害者の歯科診療等を行います。

③ こころの健康づくりの推進

こころの健康に関する普及・啓発、こころの病気の早期発見や対応のための相談体制の充実、医療機関、関係機関との連携による精神疾患患者の退院後支援等により、こころの健康づくりを推進します。

④ 自殺対策の推進

自殺に関する情報発信、未遂者支援、家族支援等により自殺者数減少を図ります。また、遺族会を開催し、遺族支援を行います。自殺の背景は複雑なため、関係機関との連携強化を図ります。

⑤ たばこ対策の推進

たばこの副流煙による健康への悪影響に関する知識の普及や意識の啓発を強化します。「みなと受動喫煙防止宣言」に基づき、「みなと受動喫煙防止対策店認定事業」を通じて、飲食店の受動喫煙防止における積極的な取組を広く周知するとともに、事業所や飲食店・公共施設等の受動喫煙防止に向けた環境整備を推進します。

関連計画

- 港区地域保健福祉計画、港区自殺対策推進計画

がん対策の強化・推進

目標・期待する成果

有効性が認められたがん検診を多くの区民に受診してもらい、がん罹患している人を早期に発見し、適切な治療につなげることでがんによって亡くなる人を減らしていくことをめざします。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
港区がん検診受診率	34%	43%	50%
5大がん個別検診A評価数(※)	0	3	5

※東京都生活習慣病検診管理指導協会がん部会が、区市町村におけるがん検診事業の体制や精度管理についてより適切な助言や指導等を行っていくために設定した「がん検診事業評価のためのチェックリスト」の実施状況に係るA/B/C/D/E/Zの6段階評価のA評価数

現状と課題

早期発見から緩和ケアまでの総合的ながん対策

- がんは、区民の死亡原因の第1位で、およそ3人に1人ががんで亡くなっています。
- がんは、早期発見・早期治療により防ぐことが期待できます。有効性が確立され推奨された検診を徹底した精度管理のもとで実施することが重要です。
- がんになっても、患者とその家族が住み慣れた地域、場所で質の高い生活を送れるような環境づくりが重要です。
- がん在宅緩和ケア支援センターを拠点に、在宅がん患者及びその家族の不安の軽減並びにがんの療養生活の質の向上を図ります。

▶「がん検診事業評価のためのチェックリスト」の実施状況に係る評価基準

評価	内 容
A	チェックリストを全て満たしている
B	チェックリストを一部満たしている
C	チェックリストを相当程度満たしている
D	チェックリストを大きく逸脱している
E	チェックリストを極めて大きく逸脱している
Z	調査に対して回答が無い

主な取組

① がんの早期発見の推進

死亡率減少効果が科学的に確認されたがん検診を精度管理のもと、実施していく体制整備を推進します。

② 地域で支えるがん対策の充実

がん患者及びその家族が、がんと診断された初期段階から住み慣れた地域でがん緩和ケアを受けられるよう、医療・看護・福祉等の連携推進を図り、がん在宅緩和ケア支援センターを拠点とした事業を展開していきます。また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、在宅のがん患者等に向けてリモートによる講座等の展開を図ります。

関連計画

○ 港区地域保健福祉計画

▶ がん在宅緩和ケア支援センター（ういケアみなと）



▶ 港区がん対策推進アクションプラン普及啓発イベント「がん対策みなと2019」の様子



緩和ケア

生命を脅かす病に関連する問題に直面している患者とその家族のクオリティ・オブ・ライフ（QOL：生活の質）を、痛みやその他の身体的・心理社会的・スピリチュアルな問題を早期に見出し的確に評価を行い対応することで、苦痛を予防し和らげることを通して向上させるアプローチです。（WHO 2002）

快適で安心できる生活環境の確保

目標・期待する成果

食品の安全や施設の環境衛生等に関する法令順守、自主管理を促進し、快適で安心できる生活環境を確保します。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
区ホームページの食品衛生情報へのアクセス数	1,600アクセス/年	1,900アクセス/年	2,200アクセス/年
住宅宿泊事業届出施設に関する苦情件数	45件/年	35件/年	25件/年

現状と課題

快適で安心できる生活環境の確保

- 食の安全や住まいの衛生を確保するため、事業者等を監視指導し、法令遵守や自主衛生管理の取組を支援するとともに、区民に食品や生活衛生に関する情報提供と啓発を実施しています。
- 飲食店、理容所、美容所、ホテル・旅館、公衆浴場など不特定多数の人が集まる施設が区内には多数あり、健康被害や集団感染を防止するため監視指導を実施しています。
- 医療・医薬品の安全確保のため、医療機関等への指導や医療・医薬品等に関する情報提供を実施しています。
- ねずみ・衛生害虫の防除対策に取り組んでいます。
- 動物愛護や動物を飼うときのマナーなどの啓発とともに、地域猫対策など、人と動物が共生できる環境づくりに取り組んでいます。

▶ 小規模な一般飲食店事業者のHACCP(ハサップ)の考え方を取り入れた衛生管理の取組を支援する「食品衛生管理ファイル」

食品衛生管理ファイル

※この食品衛生管理ファイルは、厚生労働省ホームページに掲載されている「小規模な一般飲食店事業者向けHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引(案)」の内容に合致しています。

1. ファイルの保存期間は最後に記入してから1年以上です。
2. 保健所から求められた場合は、このファイルを提示してください。

当施設では、この食品衛生管理ファイルに従って衛生管理を行います。

= 施設情報 =	
店 名	
店 舗 所 在 地	
業 種 番 号	
食品衛生責任者	

〒 区

-1-

主な取組

① 食品の安全の確保

食品衛生法で新たに制度化されたHACCP(ハサップ)に沿った衛生管理(国際標準の食品衛生管理)について、食品等事業者に対し、監視等で取組内容を確認し、適切な助言や指導を行い、制度の定着を図ります。また、区民や食品等事業者向けに食品衛生情報を積極的に提供し、食の安全の普及・啓発を図ります。

② 医療・医薬品の安全の確保

区民、医療機関、薬事関係機関に必要な情報を随時区ホームページに掲載します。区民からの医療等に関する相談に対応します。また、医療機関、薬事関係機関に対し、必要に応じ監視指導を行い、区民等に対する医療・医薬品の安全を確保します。

③ 環境衛生対策の充実

環境衛生関係営業施設や住宅宿泊事業、大規模ビル、水道施設に関する区民向け、事業者向けの情報を、広報みなとや区ホームページに掲載します。また、区民が安心して施設を利用出来るよう、立入検査の実施及び事業者向けの講習会を開催し、必要な衛生指導を行います。

④ 快適な生活環境の確保

衛生的な室内環境やねずみ・衛生害虫の対策、動物愛護について情報の発信や区民からの相談対応を行います。また、区民向けの環境衛生講話や衛生害虫の薬剤等による防除対策事業、動物愛護についてのパネル展やセミナーを実施し、快適で住みやすい生活環境の構築に取り組みます。

関連計画

- 港区地域保健福祉計画、港区食品衛生監視指導計画

HACCP(ハサップ)

Hazard Analysis and Critical Control Point の略称で「危害要因分析重要管理点」と訳されます。食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

政策のめざす方向性

子どもから高齢者まであらゆる世代の誰もがライフステージに応じて「する」「みる」「支える」スポーツ活動を気軽に楽しむことができるよう施策を展開し、継続的な活動へと促すことで、健康維持や体力向上につながります。障害者のスポーツ活動への参加を促すとともに、区民が障害者スポーツを体験できる機会を創出し、障害の有無にかかわらず、相互理解や交流を広げます。スポーツ団体の活動を支援するとともに、企業や団体などとの連携により、区民が地域で仲間とスポーツを楽しめる場づくりを推進します。様々なスポーツのニーズに対応した身近にスポーツを楽しめる場を確保します。

成果指標

成果指標名	現状値	中間目標値		計画目標値
	令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策 22 「誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する」について満足している区民の割合	28.6%※	30.9%	33.4%	34.3%

※現状値：令和元年度区民意識調査における該当政策の満足度について、「満足」(7.7%)、「まあ満足」(20.9%)、「どちらともいえない」(47.2%)、「あまり満足ではない」(13.3%)、「満足ではない」(5.5%)、「不明」(5.3%)のうち、「満足」と「まあ満足」の合計値

SDGsのゴールとの関係

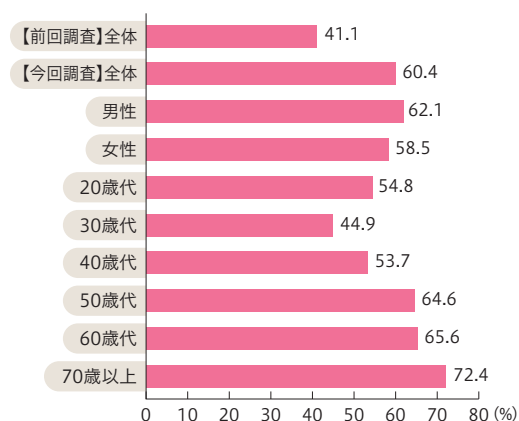


港区の現状

性別と年代別にみた成人の週1日以上の実施率

成人の週1日以上の実施率は、60.4%（令和元（2019）年10月）となっており、前回調査時（平成29（2017）年6月）の41.1%と比べて上昇していますが、「港区スポーツ推進計画」（平成30（2018）年3月）で掲げた数値目標65%は下回っています。特に、スポーツ実施率の低い属性は、30歳代となっています。

性別と年代別にみた成人の週1日以上の実施率



出典：港区スポーツ推進計画の策定に向けたアンケート調査

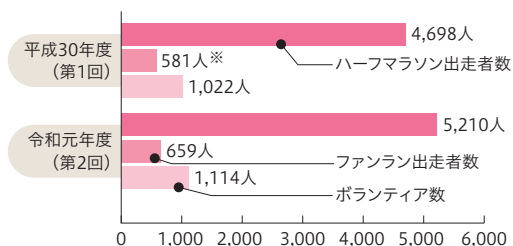
MINATOシティハーフマラソンの参加実績

MINATOシティハーフマラソンにおけるハーフマラソン種目の出走者数は、第1回大会が4,698人、第2回大会が5,210人となっており、区内にお住まいの方はもとより、全国各地、また海外からも多くのランナーが参加しています。

また、ファンラン種目においても、区内にお住まいの子どもや高齢者、障害者を中心に多くの方が参加しています。

大会の開催に当たっては、区内企業をはじめとする様々な関係団体等と連携するほか、区民等が大会ボランティアとして参画しています。多くの方々の参画と協力が、大会の運営を支えています。

MINATOシティハーフマラソンの参加実績



※第1回大会におけるファンランの出走者数は未計測であり、記載の数値は、「申込者数」を表示。第2回大会は「出走者数」を表示。

政策体系

政策 22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する

施策 1

誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の推進

主な取組

- ① スポーツ活動に親しむ機会の充実と健康づくり
- ② スポーツ観戦の機会の創出
- ③ 港区の特性や資源を生かしたスポーツ活動の推進
- ④ 障害者のスポーツ活動の推進と障害者スポーツの観戦・体験機会の創出
- ⑤ 先端技術を活用したスポーツ活動の推進
- ⑥ MINATOシティハーフマラソンの開催

施策 2

スポーツ活動を支援する担い手の育成と団体等との連携

主な取組

- ① スポーツボランティアの育成と活用
- ② 総合型地域スポーツ・文化クラブ(スポーカル)の活性化
- ③ 地域スポーツ団体の活動支援
- ④ (公財)港区スポーツふれあい文化健康財団との連携
- ⑤ (一財)港区体育協会との連携

施策 3

スポーツを楽しむ場の確保と利用促進

主な取組

- ① 区立のスポーツ施設等の整備と充実
- ② 学校施設の活用の推進
- ③ 区内大学等のスポーツ施設の活用の推進

▶ MINATOシティハーフマラソン



ファンラン種目

ファンラン=Fun Runningの略称。競技ではなく、楽しむことを目的として走ること。

誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の推進

目標・期待する成果

どのライフステージであっても、区民一人ひとりが自身の興味、関心及び目的に応じて、いつでも、どこでも、誰とでもスポーツを楽しむことができるように、気軽にスポーツに親しめる機会を創出します。さらに、継続的なスポーツ活動へと促す取組を推進し、区民の体力向上、健康維持、増進につなげます。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
地域スポーツ教室参加者の満足度	75%	80%	85%

現状と課題

ライフステージに応じた多様なスポーツ施策の展開

- 「する」「みる」「支える」スポーツ活動といった多様なスポーツ活動に対応する必要があります。
- 観光資源や水辺空間などがある立地、多くの企業が集まる区の特性を活用した取組が求められています。
- 共生社会の実現に向けて、障害のある人もない人も参加できるスポーツを通じた交流を推進する施策の充実が必要です。
- 人生100年時代の到来を踏まえ、健康づくりのための身体活動を促進する取組が求められています。
- 場所を選ばずにスポーツに親しめるよう、ICT等の先端技術を活用したスポーツの楽しみ方の創出が求められています。

▶ ラグビーワールドカップ2019パブリックビューイング



主な取組

① スポーツ活動に親しむ機会の充実と健康づくり

スポーツには多様な種目があり、楽しみ方も様々です。子どもから高齢者まで、国籍、障害の有無、体力にかかわらず、誰もが気軽にスポーツに親しみ、「する」スポーツを楽しめる機会の充実を図ります。さらに、継続的なスポーツ活動を促し、体力向上、健康の維持、増進につながる取組を推進します。

② スポーツ観戦の機会の創出

「みる」スポーツの推進は、区民のスポーツへの関心の向上やスポーツを通じたまちづくりなど、区のスポーツ推進に重要な意義を持ちます。スポーツ大会及び試合を誘致することで、トップアスリートの競技を間近で観戦し、スポーツの興奮や感動を共有する機会を提供します。

③ 港区の特性や資源を生かしたスポーツ活動の推進

区内には、観光資源や水辺空間などの立地特性や多くの企業が本社を構えるオフィスがあり、トップレベルのスポーツチーム及びアスリートが集まる特性があります。こうした特性を生かし、区民との交流機会を創出することで地域の活性化を図ります。

④ 障害者のスポーツ活動の推進と障害者スポーツの観戦・体験機会の創出

障害者が楽しみながら参加できるスポーツ教室等の環境の充実を図ります。また、区民が障害者スポーツを体験する機会を提供し、障害の有無にかかわらず、相互理解や交流を広げます。

⑤ 先端技術を活用したスポーツ活動の推進

場所を選ばずにスポーツに親しめるよう、オンライン配信によるスポーツコンテンツの充実を図ります。また、ICT等の先端技術によるスポーツの楽しみ方の創出を推進するほか、スポーツ情報の発信を強化します。

⑥ MINATOシティハーフマラソンの開催

東京2020大会の貴重なレガシーとして継承するとともに、子どもから高齢者まで、国籍、障害の有無の区別なく、多くの区民が参画できるスポーツを通じた地域共生社会の実現を目的として、「MINATOシティハーフマラソン」を開催しています。

「MINATOシティハーフマラソン」を、地域ぐるみで世界に誇れる大会へと創り上げ、また、育てていくことによって、コミュニティの活性化、港区への愛着と誇りの機会の創出につなげます。

関連計画

○ 港区教育ビジョン、港区スポーツ推進計画

▶ オリンピアン・パラリンピアン等によるスポーツ教室



▶ 障害者スポーツ体験会



スポーツ活動を支援する担い手の育成と団体等との連携

目標・期待する成果

区民のスポーツ活動を支えるボランティアの育成や指導者の確保に向けた取組を推進することで、スポーツを「支える」活動を促します。
また、総合型地域スポーツ・文化クラブ(スポーカル)の運営支援を行うとともに、多様な主体との連携を推進することで、地域のスポーツ活動の活性化を図ります。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
ポート・スポーツ・サポーターズクラブ(スポーツボランティア育成事業)の参加者数	150人/年	200人/年	250人/年
総合型地域スポーツ・文化クラブ(スポーカル)の会員数	750人	840人	930人

現状と課題

地域で仲間とスポーツを楽しめる環境づくりの推進

- 区民のスポーツ活動を支える担い手として、スポーツボランティアの育成及び指導者の確保が必要です。
- 区民のスポーツ活動への参加の拡大を図るため、スポーツ団体の活動支援や関係団体との連携が必要です。
- 区内では3つの総合型地域スポーツ・文化クラブ(スポーカル)が活動していますが、スポーカルの運営支援を行い、活性化することが必要です。

▶ スポーカル六本木



▶ スポーカル高松



主な取組

① スポーツボランティアの育成と活用

区内で開催される大規模なスポーツの催し物から日常的な生涯スポーツの場面まで、区民のスポーツ活動を支える人材育成（ポート・スポーツ・サポーターズクラブ）に取り組みます。また、スポーツボランティアが東京2020大会後も活躍できる場の充実を図ります。

② 総合型地域スポーツ・文化クラブ（スポーカル）の活性化

総合型地域スポーツ・文化クラブ（スポーカル）は、地域コミュニティの活性化の核となることを目的としたクラブです。スポーカルの運営を支援し、多様な主体との連携を推進します。

③ 地域スポーツ団体の活動支援

スポーツを通じた仲間づくり、地域づくりを推進するため、地域におけるスポーツ団体の活動支援を行うほか、団体の活動を通じて区民がスポーツに参加する機会を創ります。

④ （公財）港区スポーツふれあい文化健康財団との連携

区民が広く参加できるスポーツ事業を実施している（公財）港区スポーツふれあい文化健康財団と連携し、スポーツ事業の充実に取り組みます。

⑤ （一財）港区体育協会との連携

競技スポーツにおける競技力の強化及び指導者の育成を役割とする（一財）港区体育協会と連携し、区民のスポーツ活動の推進に取り組みます。

関連計画

○ 港区教育ビジョン、港区スポーツ推進計画

▶ スポーカル青山



▶ スポーツボランティア



スポーツを楽しむ場の確保と利用促進

目標・期待する成果

区立スポーツ施設等の計画的な整備と充実、学校施設の活用を通じて、区民が身近で安全にスポーツができる環境を整備します。また、区内の既存施設の活用や大学、企業などとの連携により、区民のスポーツ活動の場の拡大を図ります。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
区立スポーツ施設の利用者数	895,000人/年※	940,000人/年	985,000人/年
学校施設の利用者数	349,000人/年※	365,800人/年	382,600人/年

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による施設の利用者数の低下を見込んでいます。

現状と課題

身近な場所で気軽に運動できる環境づくりの推進

- 区民が、気軽にスポーツに親しむためには、それぞれの住まいや職場など、身近な場所でスポーツを楽しめる場の整備が重要です。
- 様々なスポーツのニーズに対応するため、既存施設や大学などの施設の活用により、スポーツをする場の拡大や確保が求められます。

▶ 港区区立芝公園多目的運動場(アクアフィールド芝公園)



主な取組

① 区立のスポーツ施設等の整備と充実

区内には、スポーツセンターや運動場、武道場など、様々なスポーツ施設があります。区民がより身近な場所で安全に多くの種目のスポーツ活動を楽しめるように、計画的に場の整備と充実を図ります。

② 学校施設の活用の推進

区立小・中学校は、学校施設の開放などを通じて、地域の人々の身近なスポーツ活動の場として親しまれています。区立小・中学校の校庭や体育館、プール等の施設を、学校教育上支障の無い範囲で地域住民等に開放し、活用を推進します。

③ 区内大学等のスポーツ施設の活用の推進

区内の大学や企業などとの連携を深め、スポーツ活動の場の充実を図ります。

関連計画

○ 港区教育ビジョン、港区スポーツ推進計画

▶ 港区スポーツセンター(アリーナ)



▶ 港区スポーツセンター(プール)



政策のめざす方向性

人生100年時代の到来により、全ての区民が生涯にわたり、いつでもどこでも自由に学ぶことができる生涯学習施設の機能を充実します。大学や研究機関、企業、NPOなどの多様な学習資源が集積する区の特性を生かし、区民の生涯学習の機会と学びの成果を生かす機会を充実します。地域の情報拠点として多様な利用者ニーズに応える図書館サービスの向上を図り、区民の学習活動を支援します。有形無形の文化財、史跡、旧跡、名勝、天然記念物など多彩な自然・歴史文化資源の保全・継承・活用を促進し、区民の誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援します。

成果指標

成果指標名	現状値	中間目標値		計画目標値
	令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策 23 「区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する」について満足している区民の割合	25.7%※	27.6%	29.6%	30.3%

※現状値：令和元年度区民意識調査における該当政策の満足度について、「満足」(6.7%)、「まあ満足」(19.0%)、「どちらともいえない」(53.9%)、「あまり満足ではない」(11.2%)、「満足ではない」(3.6%)、「不明」(5.6%)のうち、「満足」と「まあ満足」の合計値。
なお、当該数値は、前基本計画(平成30年度～令和2年度)の「政策26 自己実現をめざす区民の多様な学習活動を支援する」の区民満足度に準拠して設定しています。

SDGsのゴールとの関係

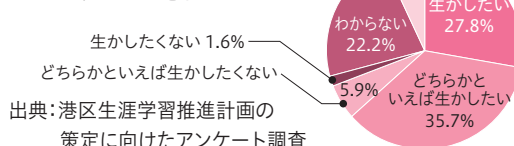


港区の現状

生涯学習の成果を生かすことの意向の増加

令和元(2019)年度に実施したアンケート調査の結果では、生涯学習で身につけた知識や技能、経験を、自分以外のために生かしたいかという質問について、積極的な回答が前回調査時(平成29(2017)年度・郵送調査)から2.3ポイント増加し、63.5%となっています。

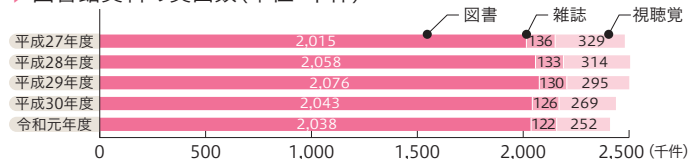
▶生涯学習の成果を生かすことの意向



図書館資料の種類別貸出数

図書館資料の貸出数のうち、図書が約8割を占めています。また、視聴覚資料の貸出数が年々減少しています。

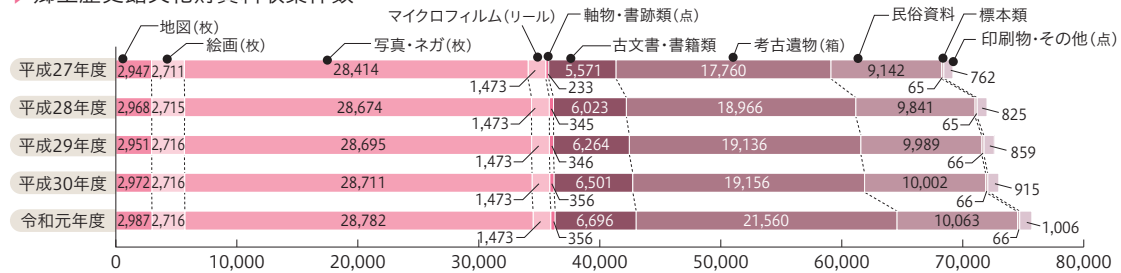
▶図書館資料の貸出数(単位：千件)



区の歴史・文化に関する資料の寄贈、発掘等による収集状況

区に関わる自然・歴史・民俗・文化の資料の購入や寄贈・寄託、発掘等により収集した資料件数です。郷土歴史館では、なるべく多くの収集資料が展示できるよう計画します。

▶郷土歴史館文化財資料収集件数



政策体系

政策 23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する

施策 1

生涯学習施設の機能の充実

主な取組

- ① 生涯学習情報の発信強化
- ② 生涯学習施設の利用団体との連携充実

施策 2

学習機会及び学びの成果を生かす機会の充実

主な取組

- ① 生涯学習に関する講座の充実
- ② ICTを活用した生涯学習の推進
- ③ 学びの成果を生かす機会の充実
- ④ 多様な主体による学習資源の活用

施策 3

図書館サービスの推進

主な取組

- ① 図書館サービスの基盤となる施設整備の推進
- ② あらゆる人々の学びを支える資料や環境の充実とサービスの提供
- ③ 子どもから成人に至るステップに応じた読書活動の推進
- ④ あらゆる人々が読書を楽しむための利便性の向上
- ⑤ 多様な主体との連携による図書館資料の活用と事業の展開

計画事業

重点課題 5

施策 4

自然・歴史文化資源の保全・継承・活用の推進

主な取組

- ① 港区史編さん
- ② 港区教育史編さん
- ③ 郷土資料の調査・研究・収集活動の推進
- ④ 自然・歴史文化資源のデジタル形式の保存と公開
- ⑤ 伝統工芸等の記録による保存と継承手法の検討

施策 5

区民が誇りに思える郷土意識の醸成

主な取組

- ① 文化財保護意識の醸成
- ② 文化財保護活動推進のための講座の開催

生涯学習施設の機能の充実

目標・期待する成果

みんなと学びをつなぐまちの実現に向け、生涯学習施設において区民の生涯学習が一層充実できるよう、生涯学習情報の発信を推進します。
また、多様な学びの機会を提供するため、区民等からなる団体や民間企業、大学等の様々な主体との連携を図ります。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
生涯学習施設(生涯学習センター及び青山生涯学習館)の利用率 ^{※1}	40% ^{※2}	60%	70%

※1 生涯学習センター及び青山生涯学習館の延べ利用団体数の合計/生涯学習センター及び青山生涯学習館の利用可能枠数の合計

※2 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による施設の利用率低下を見込んでいます。

現状と課題

生涯学習の推進に向けた生涯学習施設の利用促進

- 生涯学習施設の利用促進に向け、SNS等を活用し積極的な情報発信が必要です。
- 生涯学習施設は、様々な講座を開催し、社会教育関係団体及び一般団体が利用しています。今後もより多くの区民に利用されるよう利用促進の取組が必要です。
- 生涯学習施設の利便性の向上のために、区民ニーズを踏まえながら、施設改修を行うことが必要です。

▶ 生涯学習センター



▶ 青山生涯学習館



主な取組

① 生涯学習情報の発信強化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえ、区民が必要な時に必要な学習情報や施設情報が得られるよう、SNS等を活用するなどして積極的な情報発信に取り組みます。

② 生涯学習施設の利用団体との連携充実

生涯学習施設で活動している社会教育関係団体は、様々な知識及び技術を有しています。また、区内には多くの大学や研究機関、企業、NPO等があります。これらの多様な主体と積極的に連携し、区民に学習機会を提供できるよう取り組みます。

関連計画

- 港区教育ビジョン、港区生涯学習推進計画

学習機会及び学びの成果を生かす機会の充実

目標・期待する成果

みんなと学びをつなぐまちの実現に向け、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえ、あらゆる場所、あらゆる機会において、主体的に学ぶことができる環境づくりをめざします。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
生涯学習に主体的に取り組む数 (地域ボランティアやまなび屋講座などに登録した人数・団体数の合計)	386件/年	401件/年	416件/年

現状と課題

多様な世代・ライフスタイルに対応し、ICTを活用した区民の生涯学習の推進

- 区の特徴である最先端の研究を担う大学や研究機関、企業、NPO等の多様な学習資源を活用し、区民の生涯学習を一層充実することが必要です。
- 新しい生活様式を踏まえるとともに、時間や場所の制約などにより、学習活動が困難な人がいるため、誰でも学べる環境の整備が必要です。
- 令和元(2019)年度実施の「港区生涯学習推進計画の策定に向けたアンケート調査」結果では、学習の成果を自分以外のために生かしたい区民が6割います。学習成果の活用に当たって、成果を生かす機会をより多く提供することが必要です。

▶ 社会教育関係団体による協働参画体験講座



主な取組

① 生涯学習に関する講座の充実

区民一人ひとりが豊かな生涯を送るため、多様な世代、ライフスタイルに応じた講座や、ICTを活用した講座を充実させ、年齢や国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが学べる環境を充実します。

② ICTを活用した生涯学習の推進

ICTを積極的に活用し、学習機会を充実します。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえ、場所や時間に制限されことなく利用できるICTを活用した生涯学習の機会を提供します。

③ 学びの成果を生かす機会の充実

生涯学習を通じて習得した学びの成果を地域社会で役立てるために、ボランティアの講座登録制度及び活動内容を発表する場を設けるなど、学びの成果を生かす機会を充実します。

④ 多様な主体による学習資源の活用

学習資源が豊かな区の特性を生かし、大学や研究機関、企業、NPO等と積極的に連携して学習機会の充実に取り組みます。区民の積極的な意欲に応えるとともに、学びの意欲が一層高まるよう、区民の参画と協働の取組を強化していきます。

関連計画

○ 港区教育ビジョン、港区生涯学習推進計画

▶ みなと学びの循環事業 まなマルシェ



目標・期待する成果

誰もが生涯をととして、自由に資料を手に取り、知識や情報を得ることができるという図書館の本質を重視し、利用者の知りたい・学びたいという思いに応える図書館サービスの実現をめざします。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
図書館サービスに対して、満足している利用者の割合	80%	85%	90%

現状と課題

多様化する利用者ニーズに応えるための情報の収集と活用

- これまでの図書館では、図書・視聴覚資料等実体のある資料の閲覧や貸出を中心に図書館サービスの向上を図ってきました。
- 区民や利用者の図書館に対するニーズは、多様化・高度化しており、図書館が果たす役割も多様化しています。
- 図書館の本質である資料の充実はもちろん、子どもから大人まで学びの機会の提供が求められています。
- 電子書籍サービスの導入など情報バリアフリーを進め、図書館に来館しなくても提供できるサービスを推進することが必要です。
- 図書館利用促進のために、SNS等を活用し積極的に情報を発信する必要があります。

▶ 麻布図書館常設展示



主な取組

① 図書館サービスの基盤となる施設整備の推進

計画事業

重点課題 5

P.356

多様化・高度化する利用者ニーズに対応した適切なサービスを提供するため、地域の核となる図書館づくりを進めます。芝五丁目複合施設(札の辻スクエア)の整備において、三田図書館を移転し、これまでの機能を充実するとともに、新たなニーズにも迅速・的確に対応できる図書館に整備します。

② あらゆる人々の学びを支える資料や環境の充実とサービスの提供

生涯を通じた学びの機会を提供するため、地域特性を踏まえた資料を収集するとともに、閲覧スペースの充実など勉強・仕事・調べ物や交流をする居場所としてのサービスの提供を行います。

③ 子どもから成人に至るステップに応じた読書活動の推進

乳幼児期における読書活動の支援から学校教育と連携したメディアリテラシーの育成、中高生を対象とした読書の関心を高めるための事業の実施など、子どもから成人に至るステップに応じたサービスを充実します。

④ あらゆる人々が読書を楽しむための利便性の向上

読書に困難さのある人も含め、あらゆる人々が読書を楽しめるよう電子書籍サービスを導入するとともに、郷土資料等の電子化を進めます。また、図書館に来館することが難しい利用者に対するサービスを充実します。

⑤ 多様な主体との連携による図書館資料の活用と事業の展開

学校や社会教育施設、地域の団体等と連携し、それぞれの持つ資料や人材を相互に活用した事業の実施など、生涯を通じて豊かな学びを支援します。

関連計画

○ 港区教育ビジョン、港区立図書館サービス推進計画

▶ 中高生書評合戦



自然・歴史文化資源の保全・継承・活用の推進

目標・期待する成果

文化財の収集、保存、調査研究等を進めるとともに、自然・歴史文化資源の保全、継承、活用などを推進します。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
郷土歴史館文化財資料の所蔵件数	77,000件	79,000件	81,000件
文化財のデジタル公開件数	100件	250件	400件

現状と課題

区自然・歴史文化資源を継承するための工夫と機会の確保

- 区は、有形無形の文化財、史跡、旧跡、名勝、天然記念物など、多彩な自然・歴史文化資源に恵まれています。
- 郷土歴史館においては、自然・歴史文化資源をとらえて、区の自然、歴史、文化を知りたい、学びたい区民の要望に応えるため、資料や情報の質・量を一層充実させる必要があります。
- 区は、区民が自然・歴史文化資源に容易にアクセスする機会を創出し、その内容の充実や方法の工夫に努める必要があります。
- 伝承者の高齢化が進んでいる伝統工芸については、作品、記録による技術の保存、技法の継承が喫緊の課題です。

▶ 郷土歴史館外観



主な取組

① 港区史編さん

区政70周年を契機に、これまでの港区の歩みを体系的に記録し、分かりやすく親しみやすい港区史を後世に語り継ぐため、「自然編」「通史編」「図説 港区の歴史」「資料編」を刊行するとともに、WEB公開します。

② 港区教育史編さん

区政70周年を契機に、これまでの港区の教育の歩みを体系的に記録し、分かりやすく親しみやすい港区教育史を後世に語り継ぐため、「通史編」「資料編」「くらしと教育編」を刊行するとともに、WEB公開します。

③ 郷土資料の調査・研究・収集活動の推進

区は、郷土の自然、歴史、文化に関わる資料の調査、研究を進めるとともに、収集した資料を郷土歴史館を中心として区民に公開します。郷土歴史館では、常設展示に加え、特定のテーマを設定して開催する特別展示の機会も設けて、魅力を発信していきます。

④ 自然・歴史文化資源のデジタル形式の保存と公開

区内の自然・歴史文化資源に、誰もが容易にかつ楽しく触れることができるよう、文化財や郷土資料の画像をデジタル形式で保存し、インターネットを通じての公開を推進するとともに、コンテンツを拡充します。

⑤ 伝統工芸等の記録による保存と継承手法の検討

長い歴史の中で伝えられてきている伝統工芸等が後世に受け継がれていくよう、関係機関や地域住民とも協働し、記録を作成するとともに、技術継承の手法等を検討します。

▶ 郷土歴史館常設展示室



▶ 郷土歴史館コミュニケーションルーム



目標・期待する成果

郷土歴史館で行う文化財という地域資源の保護をととして、港区民として郷土を誇れるまちにします。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
郷土歴史館の延べ利用者数	100,000人	130,000人	160,000人
小・中学校、高校の郷土歴史館の見学実績(児童・生徒の見学者数)	1,000人/年	1,150人/年	1,300人/年

現状と課題

文化財保護意識及び郷土意識の醸成の推進

- 区の貴重な文化財は、区民にとって、地域アイデンティティの拠り所となり、郷土への誇りにつながります。郷土歴史館で展示を行いながら、これらを守り、次世代に継承していくことは、現代に生きる私たちの責務です。
- 近年、地域の自然・歴史文化資源の発掘や、保全、継承を区民と協働で進め、地域の魅力を高める取組がなされており、文化財保護意識の高揚や保護体制の充実が求められています。
- 区は、文化財を通じて郷土について知り、学ぶ機会を、様々な機関と連携、協働して充実させるとともに、こうした事業に興味・関心を高める講座を開催する必要があります。

▶ 郷土歴史館中央ホール



主な取組

① 文化財保護意識の醸成

区民共有の貴重な財産である港区の文化財を次世代に継承するため、郷土歴史館の機能を生かし、行政はもとより、文化財所有者・管理者及びこれら文化財に関わる様々な機関や人々と協働し、文化財保護意識の一層の醸成を進めます。

② 文化財保護活動推進のための講座の開催

文化財保護活動や郷土史研究・継承活動を推進するため、関係機関等と協力し、生涯学習としての出張講座を含めた文化財保護に興味・関心を高めるための講座や展示を行います。また、大学などの教育・文化機関等と連携して、講座・講演会などを開催することで、区民等の郷土意識の醸成を推進します。

▶ 古文書講座



